

官報

号外
昭和五十六年三月二十三日

○第九十四回 参議院會議録 第八号

昭和五十六年三月二十三日(月曜日)
午前十時二分開議

○議事日程 第八号

昭和五十六年三月二十三日
午前十時 本會議

第一 所得税法の一部を改正する法律案(閣法案第一二二号)、法人税法の一部を改正する法律案(閣法案第一二二号)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法案第一二三号)(趣旨説明)
第二 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより會議を開きます。

日程第一 所得税法の一部を改正する法律案(閣法案第一二二号)、法人税法の一部を改正する法律案(閣法案第一二二号)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法案第一二三号)(趣旨説明)
三案について、提出者の趣旨説明を求めます。
渡辺大蔵大臣。

【国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手】

○国務大臣(渡辺美智雄君) 所得税法の一部を改

昭和五十六年三月二十三日 参議院會議録第八号

正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
初めに、所得税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。
所得税につきましては、最近における社会情勢の変化等に対応して所得税制の整備合理化を行うこととしていたしております。
まず、家計を助ける主婦等に対する配慮として、控除対象配偶者などの所得要件につきまして、給与所得等に係る所得限度額を現行の二十万円から二十九万円に引き上げるとともに、父子家庭のための措置として、妻と死別し、または離婚した者のうち一定の要件を満たすものにつきまして、寡婦控除に準じた所得控除を認めることとしていたしております。
また、豪雪等災害に直接関連して支出した金額が年間五万円を超える場合に、その超える部分の金額を雑損控除として所得控除できることとするほか、所要の改正を行うこととしていたしております。
次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。
法人税につきましては、現下の厳しい財政事情及び最近における社会経済情勢に顧み、法人税の税率を引き上げるほか、制度の整備合理化を行うこととしていたしております。
まず、財政体質の改善に資するため、相当規模の増収措置を講ずることとし、法人税の税率を一

所得税法の一部を改正する法律案(閣法案第一二二号)、法人税法の一部を改正する法律案(閣法案第一二三号)(趣旨説明)

律二%引き上げることとしていたしております。
また、中小企業に対する配慮として、中小法人に対する軽減税率の適用所得限度を年七百万円から年八百万円に引き上げることとするほか、所要の改正を行うこととしていたしております。
次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

租税特別措置法につきましては、現下の厳しい財政事情及び最近における社会経済情勢に顧み、法人税法における税率の引き上げに対応して配当軽減税率等の引き上げを行うとともに、租税特別措置の整理合理化等を推進するほか、エネルギー対策の促進に資するための措置を講ずるなど、所要の改正を行うこととしていたしております。

すなわち、第一に、法人税につきましては、ただいま申し上げました法人税法の一部を改正する法律案により、その税率を二%引き上げることとしておりますが、これに対応して配当軽減税率等を一律二%引き上げることとしていたしております。

第二に、企業関係の租税特別措置につきましては、適用期限の到来するものを中心に見直しを行うこととし、産業転換設備等取得した場合の特例税額控除制度を廃止するほか、特別償却制度及び準備金制度の整理合理化などを行うこととしていたしております。また、登録免許税の税率軽減措置などにつきましても所要の整理合理化等を行うこととしていたしております。

第三に、現下の緊急の課題とされるエネルギー対策の促進に資するため、省エネルギー設備、石油代替エネルギー関連設備及び中小企業者の取得する一定の機械等につきまして、三年間限りの措置として、取得価額の三〇%の特別償却と取得価額の七%の特別税額控除とのいずれかの選択を認める措置を講ずることとしていたしております。

第四に、交際費課税制度につきましては、定額控除額を超える交際費支出額のうち、前年同期の交際費支出額を超える部分は全額損金不算入とし

て、課税の強化を図ることとしていたしております。
第五に、普通乗用自動車などに対する物品税の軽減税率につきましては、課税物品相互間の負担のバランス等を考慮し、二・五%引き上げることとしていたしております。

第六に、割引債の償還差益につきましては、利子課税とのバランス、割引債の流通性等に配慮しつつ、総合課税のための具体的方法を定めることとしていたしております。

第七に、中小企業等海外市場開拓準備金制度など適用期限の到来する特別措置について実情に応じその適用期限を延長するほか、所要の改正を行うこととしていたしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。大木正吾君。

【大木正吾君登壇、拍手】

○大木正吾君 私は、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党を代表し、総理並びに関係大臣に対し質問いたします。

昭和五十六年度予算について、政府は、歳出規模を一けたに抑え、公債発行額を二兆円減額できたといたしまして、財政再建に大きく踏み出したと自己評価しておられます。確かに歴史的にも、また国際比較におきましても、まさに異常としか言えない公債依存の赤字財政から一刻も早く脱却しなければならぬことは当然でありましょう。

しかし、問題は財政再建の手段であります。今回の公債発行二兆円の減額は、高度成長時代に肥大化した補助金の抜本的見直しを行うな

昭和五十六年三月二十三日 参議院會議録第八号

どの歳出削減に力を入れた結果ではなく、四兆四千九百億円に上る税の自然増収と、一兆三千九百六十億円という史上最大の増収を国民に押しつけ実現しようとするものにはかなりません。

以下、三法案に関連いたしまして質問いたしますが、まず財政再建の政策目的について伺いたいします。

財政の再建は、長期にわたって大量の国債発行を継続することにより生ずる数々の弊害を除去しようとするものであります。究極的には、財政の自由度を回復し、財政に課せられなかった機能を十分に發揮して、国民生活の安定に寄与せしめるということではないでしょうか。私は、五十六年度予算並びに税制改正の内容を見る限り、財政の機能回復への方向とは合致しないばかりでなく、むしろ逆行すると断ぜざるを得ません。

その理由は、「小さな政府」を目指しながら、歳出削減よりも増収に依存しようとしていることであり、資源配分の調整機能をより以上に減殺させるだけでなく、現在の景気低迷の最大の要因とされている個人消費の不振に拍車をかけ、経済の安定化の機能をも阻害する内容となっているからであります。

まず、今回の大幅増収が財政の持つ資源配分の調整機能、経済安定化の機能に与える影響について、総理並びに大蔵大臣、経企庁長官の答弁を求めます。

さらに、より大切なことは、所得の再配分機能についてであります。

所得税の減税を四年間にわたって放置する一方で、酒税、物品税を中心とする間接税の増税を行うおうとしている事実は、低所得層の税負担を増大させることとなり、所得再配分の機能を阻害しているではありませんか。

そもそも、間接税を増税するなどの税制改正や所得税の物価調整減税を見送ることにより国民の税負担が増加する場合、あるいは公共料金を引き上げる場合、全体を合算して国民のどのような階層に相対的な負担が重くなるのかを明示する必要があります。

所得税法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、法人税法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)(趣旨説明)

層に相対的な負担が重くなるのかを明示する必要があります。これこそ財政民主主義の大前提だと思ふのであります。したがって、これらの資料を公表する意思ありや否やを大蔵大臣にお伺いいたします。

次に、自然増収についてであります。

今回の二兆円の国債減額は、増収と自然増収によつて実現しようとしていることはさきに述べました。四兆四千九百億円に上る自然増収のうち六一%を超える二兆七千六百九十億円は所得税の自然増収額であり、このことは所得税の減税を見送った場合自然に税負担が増大する、つまり隠された増収が進行していることを物語っているのであります。

この事実は、国税収入に占める税目別の割合を見ても明らかであります。来年度は法人税を六千二百四十億増収しようとしているというのに、その割合は三〇・五%から三〇・六%へとわずかに〇・一%しかふえませんが、増収していないはずの所得税は三七%から三八・七%へと一・七%も割合がふえています。実質的に進む所得税の自然増収に対する大蔵大臣の御見解を承りたいと考えております。

次に、国民の家計に与える影響についてであります。

総理府の家計調査報告によつて見ても、昨年の勤労所得者の実収入は、一昨年に比べ名目では七・三%ふえましたけれども、消費者物価が八%も上昇したため実質では〇・六%の減となつております。これは第一次石油危機後の四十九年の〇・三%減を大きく上回り、三十九年の本調査開始以来最大の落ち込み幅となっているのであります。

ところが、実質減収となつた家計に対しては所得税は名目所得に課税されるため、その負担は容赦なく加重され、前年比で一九・一%の増加となり、住民税や社会保障負担の増加と相まって実質手取り収入は一・四%の減となつておるなど、家計をひしひしと圧迫いたしております。個人消費は

迷、不況経済の原因をもつておるわけであります。

政府は、今回の野党五党が結束をいたしまして要求した所得税減税の背景と必然性を謙虚に受けとめ、これまでの国民不在の財政再建増税という誤った路線を根本から変更すべきであり、国会での衆議院議長裁定による減税はもろろんのこと、五十六年度以降におきましても引き続き調整減税を行ふべきであります。総理並びに大蔵大臣、経企庁長官の所見を伺います。

以上、所得税の物価調整減税の必要性を強調してまいりましたが、ヨーロッパ諸国では、スウェーデンの税率調節、イギリスの所得控除引き上げなど、ほとんどの国で法的に、あるいは裁量的に物価調整減税を行つております。

わが国での物価調整減税については、昭和三十七年の税調答申でその考え方を示しております。そのいわばその先進国であったはずであります。その答申では、「所得税の本来の負担は、実質所得に対する負担を中心に考えられるべきものである」とし、名目所得の増加による税負担の実質増加部分は自然増収にはかならず、これを調整する必要があることを強調しているのであります。そして、この自然増収は、税率が小刻み累進であるために低所得者はその程度が著しく、税負担の増加が逆進的に働くことに注目すべきだとしておられます。今後、物価の動向に応じて課税最低限を引き上げていく考え方はないか、大蔵大臣にお伺いいたします。

また、政府は、所得税については、欧米諸国と比較いたしまして負担水準が低いという見解のようであります。そして、その一つの指標として課税最低限の国際比較を例示しながら、フランスに次いで高いと主張しております。しかし、この国際比較は、単なる為替レートによる比較であつて、現実の生活の姿を示すものとはなっておりません。課税最低限が最低生計費非課税の原則によるものであるからには、最低生活水準で比較す

べきであります。これが不可能なら実質購買力指数で修正すべきでありましょう。たとえば西ドイツの実質購買力はわが国の二倍と云われているところからいいたしまして、わが国の課税最低限は決して高い水準にあるとは言えません。さらにアメリカでは課税最低限の計算に給与所得控除を含めないとか、国によって各種控除を除外して計算するなど、その内容が統一されたものではないというのであります。このような観点から見ても、わが国の所得税の負担は国際的に見て低いとは言えないと思ひますが、大蔵大臣の所見はいかがでしょう。

所得税の負担水準が増大することは、そのことだけでも重要な問題をはらんでおりますが、現行の所得税の持つ不公平がさらに増幅されるということが重要であります。すなわち、所得捕捉の十分さからくる、いわゆるクロヨン問題、資産性所得の軽減、勤労性所得の重課という、課税原則に真つ向から背反する不公平問題に抜本的対策を講じなければ、所得税負担の増加することによって不公平がさらに拡大していくこととなるからであります。大蔵大臣は、小刻み累進など、現行の所得税制が生む不公平増幅の制度を放置するおつもりかどうか、その見解をお伺いいたします。

次に、法人税について伺います。

五十五年度に財界の圧力に屈して断念させられた法人税増税については、今回、経営基盤の脆弱な中小企業や協同組合などにも大企業と同率の一・二%引き上げというきわめて過酷な負担を求める内容となっております。特に最近、中小企業の倒産がかつてない規模で多発しており、それによる失業者が急増しているなど、大きな社会問題となつておることは周知の事実であります。

政府は、これ以上中小企業に過剰な負担を求めないためにも、わが国経済を支えてきた中小企業に対し特段の配慮をすべきであります。中小企業の税率を据え置き、四十九年以降引き上げをしていない軽減税率の適用所得限度を一千万円程度ま

で認めるべきではないでしょうか。それこそ鈴木内閣の血の通った中小企業育成政策と言えと思いますが、総理及び大蔵大臣、経企庁長官の見解をお伺いいたします。

また、私も再三検討すべきことを主張してまいりました法人擬制説に立脚した現行法人税制の不合理性については、過般の政府税調中期答申で、企業の資金調達や個人の金融資産選択などに無用の混乱を招きかねないとして現行制度をそのまま容認しておりますが、全法人百三十五万のおよそ一・一％にすぎない資本金一億円以上の大企業では資本と経営の分離が行われ、その事業活動を遂行するに当たって数々の公共からのサービスを享受していることなどから見ても、法人実在の立場から、法人累進課税の導入が公正な税制を満たすためには当然と考えるものであります。

また、それに関連いたしまして、法人、個人間の二重課税調整ということから、株を所有しているということだけでも、五十三年を例に引けば、七千二百七十五億円に達する法人の受取配当が非課税とされ、また個人株主については、配当控除があるゆえに、標準世帯における配当のみでの課税最低限が勤労世帯の約二倍の四百万円程度であることなど、不労所得に対する課税が極端に軽減されていることは、税の不公平の表徴であります。そこで、法人の受取配当の益金不算入制度を廃止し、配当控除率を減減することが必要だと考えますが、大蔵大臣の御所見を伺います。

さらに、今回政令改正で金融機関の貸し倒れ引当金の繰入率を引き下げることにしておりますが、依然として実際の貸し倒れ発生率との乖離が見られ、改正内容はきわめて不十分であります。特に、このような引当金、準備金の利用度は、税務統計から見ても、資金繰りの苦しい中小企業がきわめて低い反面、大企業はフルに活用し、実質的には無税で内部留保するという大企業優遇税制化しております。そこで、企業規模や実際の発生率を勘案した各種引当金などの積立率にするなど

して、これら制度を再編成すべき時期と考えますが、いかがでしょうか。

過去に、東京都財源構想研究会が本問題指摘の際、政府は、現制度が企業会計上合理的なものであるという、きわめてあいまいな回答でこの指摘を退けております。実情を見た場合、大蔵大臣、大企業優遇であるこれら制度について現在でも合理的であると判断されておられますか、その根拠を明らかにしていただきたいのであります。

また、今回の法人税率の一律二％引き上げにより、普通法人の実効税率は五・一五％とほぼ欧米並みの水準となると言いますが、予算審議でも明らかにされましたように、各種企業優遇税制の存在により、法人企業の資本金階級別の法人税負担は逆進となつております。五十六年度の政府税調答申では、昭和五十一年以来、租税特別措置の整理合理化を精力的に進めたとし、税負担の公平を確保する見地から整理合理化はおおむね一段落したとの見解をとつていますが、法人税の逆進進が現実存在し、その主たる原因が租税特別措置にあることは否定できない事実でございます。たとえば、航空機の特別償却、海外投資等損失準備金、特定鉄道工事償却準備金などの諸制度は、租税力のある一部大企業に偏した優遇制度でありまして、今後、政策税制として存続させることの必要性は皆無と考へております。

また、補助金の整理合理化が強く求められている現在、いわゆる隠れた補助金にはかならない各種租税特別措置全般にわたってその終期を設定し、国民の合意が得られるもの以外はその終期がきたら廃止するという租税特別措置廃止計画を策定し、それに基づいて今後租税特別措置法の根本の見直しを図るという方針をとるべきと考えますが、大蔵大臣の所見を伺います。

さて、私は、質問の最後に、第二臨調の発足に関連いたしました鈴木総理の発言についてお伺いいたします。

総理は、去る十八日の日商総会のあいさつなど

の中で、第二臨調の答申の完全な実施とあわせて、大型間接税の導入はしないと言明された旨報道されていますが、そのとおり絶対的に大型間接税の導入はしない御決意であるかどうかを確認いたします。同時に、渡辺大蔵大臣の担当大臣としての見解をたゞして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 大木さんにお答えをいたします。

まず、私の財政再建に対する基本姿勢についてお尋ねがございました。

私は、財政の再建は、わが国の将来の基盤を確かなものにするため、どうしてもなし遂げなければならぬものと考えております。このため、私は総理就任以来、私に課された緊急の政策課題として財政の再建に取り組み、五十六年度予算では二兆円の国債減額を基本に歳出の抑制合理化に努力し、予算の伸び率を二十数年ぶりに一けたにとどめました。また、既存税制の枠内ではありましたが、一兆四千億円に近い増税を国民の皆様にお願いたしました。私は、これによって財政再建元年と呼ぶに足る成果を上げたものと考えております。

しかしながら、財政の中期展望で示したとおり、現行制度をそのままにして所要の財政支出を将来に投影してみますと、財政再建を進めるためにはなお多額の要調整額が生ずるのであります。五十七年度予算編成においても、二兆七千七百億円という要調整額をどう処理するか、その対応が求められるのでありますが、私は、時あたかも第二次臨時行政調査会の発足した折でもありますので、五十七年度予算編成では、徹底した歳出の削減合理化によって財政再建を推進したいと考えております。

して、このため、臨時行政調査会の発足に当たり特にお願いして、今年の夏までに歳出の削減合理化、つまり金減らし策について中間答申をいただくことといたしました。これを五十七年度予算等を通じて実施に移してまいりたいと考えております。どうか各党各会派におきまして、行政改革、歳出の削減合理化に御協力と御支援を賜りたいと存じます。

次に、物価調整減税を行うべきではないかとお尋ねがございました。

ただいま申し上げましたとおり、財政再建は緊急の課題でございます。また、大型新税の導入などを考えず財政の再建に当たるといふ決意を固め、歳出の削減合理化に立ち向かうやさきでございます。物価調整減税はしばらくお許しくださいたいというのが私の率直な気持ちでございます。三月六日の衆議院議長裁定及びそれに基づき行われた六党国対委員長会議合意事項ができましたので、政府としては、もちろんこれを尊重してまいりて考えてございます。

以上、御質問にお答え申し上げましたが、残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) お答え申し上げます。

財政再建の基本的な考え方については、ただいま総理大臣から申し上げましたので割愛させていただきます。

ことしの予算が増税再建じゃないかとよく言われるのでございますが、これは私はそう思っておりませんのであります。四兆五千億円という自然増収の中で、まず二兆円の国債減額をする、あと二兆五千億円については地方交付税と国債費でなくなつてしまふ。ところが、一兆九千億円の当然増というものがどうしてもなかなか一千億円ぐらいいしか切れないという状態だとすればどうするかということであつて、それについては既存の制度等

それから法人の受取配当、その益金不算入、配当税額控除、これは不公平だということでございます。これはやっぱり現実の問題として法人の持ち合いといういうようなものが多いということも現実の姿であって、それについて二重課税を防止するという意味で、これは調整措置を講じておるわけであり。本来ならば法人の株所有より

も民間の個人の株所有というものがもつとんと広がっていかねばならぬものが、だんだん民間の株の所有者が減ってしまった。(優遇しないからだと呼ぶ者あり) いやいや、それはやっぱり優遇策の問題もございまして、しかし、個人株主優遇という問題も考えなければならぬけれども、そうなるべくとまた金持ち優遇だ何だかんだという話が出てきて、今後は株式の民主的あり方というところについては、従業員が株をたくさん持ったり、個人の株主がふえるという方向に、やはり私は持たせていくことがいいんじゃないのかなと思つてゐるのですが、今後の御相談とさせていただきます。

それから貸し倒れ引当金とかその他のものについて大企業優遇だということがございまして、確かに、退職給付引当金などは中小企業は余り積んでおりません。積むほどの余裕もないというのが現実の姿でございます。しかしながら、たとえば田舎の農協へ行つても、農協はみんな積んでゐるとか、信用組合も積んでゐるとか、青色申告をやつてゐるちよつと大きな規模のところはやっぱり退職引当金をやつております。したがって、これを廃止するとか直すといつてもいろいろ問題があつて、これもしかし、五〇％一週にやめた場合なんというの現実的ではないので、四〇％に下げました。四〇％も現実的ではないから三〇％に下げろという御意見もございまして、私はこれは真剣に考えたいと思つております。

貸し倒れ引当金につきましても、これは繰入率が非常に金融業等についてはまだ実態と合致しないかという御指摘でございまして、今回の税制改正におきましても、いま御議論になっておる中で、法定繰入率を百分の五から百分の三に引き下げる予定でございますから、これは御要望に沿ふようかと、かように考へておるわけであり

ます。補助金が、いろいろ話題になっておりますが、この補助金という問題について、この廃止計画

というものをきちつとつくつてやれということでございますが、ちよつと失礼しました。特別措置法は隠れた補助金じゃないかと言われますが、考え方によつてはあります。もう一つも差し支へございせん。ございせんが、現実に特別措置法におけるところのいま一兆円の減税というものについては、これはその入割が個人向けのいわゆるマル優とか住宅対策とか、そういうものが多いし、法人向けのものについても公害とかエネルギーとかといふものでございまして、ほとんど中小企業対策の部分でございまして、これは皆さんの意思の統一ができて、ともかく、いまそんなもうマル優なんかあれしてもいいじゃないかというような時代が来れば私は決して廃止をすることにやぶさかではございせん。したがって、これは経済の実態に即しながら不斷の見直しを引き続き行つてまいりたいと思つておるわけでございまして。

それから大型間接導入の問題については、鈴木総理からお話がございましたので、私も同じ考へてございまして、以上であります。(拍手)

【国務大臣河本敏夫君登壇、拍手】
○国務大臣(河本敏夫君) 今回の増税が経済にどういう影響を及ぼすかということですが、増税そのものは経済にデフレ効果を及ぼすから、これは経済の足をそのこと自体は引つ張る、こういうことにならうかと思ひますけれども、しかしながら、増税された国の歳入が財政支出を通じて国民経済全体に還元をされる、こういうことを考えますと、一概にその結果を議論することとはなかなかむずかしい、こう思ひます。

それから、今回の増税分につきましては、五十六年度の消費者物価五・五％の中に計算済みでございます。

それから第二点は、最近勤労者の実質所得が減つておるが、これに対する考へ方いかんということですが、私は、まずこの勤労者の所得をふやすためには、やはり経済が活力を維持拡大するということが前提条件だと思ひます。それか

らまた同時に、経済そのものが生産性の向上を続けるということがその前提条件だと思ひます。生産性向上をさせるためには、近代化のための投資活動が必要である。こういう前提条件が幾つかあると思ひますが、同時に物価の安定ということは何よりも必要だと、このように思ひます。

それから所得減税の問題につきましては、これは総理並びに大蔵大臣からお話がございましたように、今後の大きな課題であらうと、このように考へております。

それから中小企業に対する考へ方はどうかということですが、中小企業がわが国経済に大きな役割を果たしておりますので、政府としても中小企業対策は特別に重要に考へております。

今回の対策におきましても、一つには、金融対策といひまして、長期プライムが幾ら下がるかまだ結論は出ておりませんが、できるだけ大幅に下げていきたいと思つておるわけで、その下幅が決まらうと、三月十八日にさかのぼりまして新規貸し出しからこれを実施する、こういうことにいたしております。

それからもう一つは、仕事の量が確保できるということが必要でありますので、今回の対策では、官公需につきましても前期比一〇％増と、こういうことを考へております。

以上のようなことを中心といたしまして中小企業対策の充実を図つていきたいと思つております。(拍手)

○議長(徳永正利君) 壇上啓典君。
〔壇上啓典君登壇、拍手〕
○壇上啓典君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま提案されました所得税法、法人税法、租税特別措置法のおのの一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

御存じのように、第二次臨時行政調査会は「増税なき行政改革」を目標に、その成果を五十七年度予算に最大限に盛り込むとの意気込みで、七月に中間答申を出す方向で去る十六日スタートいたしました。この方向は、国民大多數の共感を博してゐると思ひます。

五十六年度予算編成で、政府は「財政元年」と名づけ、国債発行額を前年に比して二兆円減額したものの、国民の念願していた行政改革、補助金整理等は遅々として進まず、一方、所得税減税見送りによる見えざる所得増税二兆七千億円の、初年度一兆四千億円に近い未曾有の増税が行われ、まさに増税元年と言わざるを得ない結果となつたわけでありまして。この結果が示すように、行政改革は、総論賛成、各論反対で、第一次臨時以来かけ声倒れになつてゐるわけであり、この推進には多くの困難が横たわつてゐるわけでありまして。

総理は今度こそ行政改革に政治生命をかける決意と承つておりますが、果たして本当にやれるのか、国民は期待とともに危惧の念を持つております。総理は、どのような決意で、どのような具体的方法で行政改革による増税のない財政再建に取り組むのか、お伺ひしたい。

昭和五十六年三月二十三日 参議院会議録第八号

所得税法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)及び租税特別措置
法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)(趣旨説明)

一三二

す。政府としては不要不急の支出をとめ歳出削減に努力するよう強く要望するものであります。総理大臣の御決意をお聞きしたい。

また、大蔵大臣として具体的に歳出削減にどう対処されるのか伺いたい。

さて、不公平な税制度を改め公平なものにしていくことは国として守るべき大前提であり、何人も異論のないところであります。

五十九年一月より施行されようとしているグリーンカード制も利子・配当所得者に対する税の不公平を是正し、総合課税への第一歩のほうであります。ところが、最近、グリーンカード制実施により金の流れが変わる、あるいは数十兆円が郵貯や株、債券へ、さらに金や不動産、美術品に、さらには海外に流れる等の理由からこの実施に反対の動きがあります。全国銀行協会連合会会長も「グリーンカード制が新しい不公平を生じている面がある、もう少しまいり方を考えてもいい」というような見解を発表しております。

しかし、私はグリーンカード実施への反対論は筋の通らないものであると思うのでありますが、大蔵大臣の見解を承りたい。

また、このような各界の反対意見に対して総理としてどう対処する決意か、お伺いをしたいのであります。

税の制度面における公平とともに、執行面の公平もこれまた重要であります。

最近発表された大蔵省の資料によりますと、給与所得者の八四％が税金を納めているのに対し、自営業者は四二％、農家は一五％の人しか税金を納めていない見通しとされています。この数字がそのまま所得の捕提率の格差とは言えないにしても、勤労者の間には執行面の不公平さに大きな不信を抱いていることもまた事実であります。執行面にも不公平はありませんという従来の大蔵大臣の紋切り型の答弁だけでは国民は納得はいたしません。

また、執行面の不公平が補償政策等の所得制限

の関係でさらに不公平を拡大し、まじめな国民の納税意欲を阻害するものと言わざるを得ません。国民が納税できる税執行面の公平を保つため大蔵大臣として具体的にどう対処されるおつもりか、お伺いをしたい。

また、三百万円を限度とする郵便貯金が本来の趣旨から外れ、悪用され、資産家の人たちの脱税に利用されている事件がマスコミでも時折報道され、これは氷山の一角と言われております。限度管理、名義確認等はグリーンカード制の施行を待たず現在においてもきちんとなされなければならぬと思います。郵政大臣としてどう考えているのか、また今後どう対処するのか、お伺いをしたい。

国の機関である郵便貯金が脱税の温床になるようなことがあっては断じてならないと思うのであります。総理としてどう対処するのか、具体的な対策をお示しいただきたいのであります。

次に、租税特別措置の問題についてお伺いいたします。

昭和五十六年度における租税特別措置による租税の減収額は、交際費課税の強化による増収額分を差し引くと、初めて一兆円の大台を突破し、一兆七百六十億円に達すると試算されております。租税特別措置は、税負担を軽減すること等により特定の個人または法人に恩恵を及ぼすもので、いわゆる隠れた補助金として税負担の公平を阻害することになるわけであり、過去において、わが国経済がきわめて脆弱であった際には各種の政策税制もそれ相応に存在意義を有していたと言えますが、現在のように、わが国経済の目覚ましい発展等により、欧米において貿易摩擦をも引き起こしていることでもあり、この際各種特別措置については、ゼロ査定から出発し、政策効果の見られないもの、政策目的に合致していないものは全廃するという厳しい姿勢で臨むべきであります。

各種特別措置について、税負担の公平を犠牲にしても、なおかつその存続の必要性のあるものだけを残すべきと考えますが、租税特別措置に対する今後の基本姿勢について大蔵大臣にお伺いしたいのであります。

最後に、最近の報道によりますと、自民党本部の財政難を解決するために、政党への企業献金の総枠制限を拡大する方向で政治資金規程法の全面的見直しに政府・自民党が着手したと言われているのであります。

国の財政再建で国民に多くの負担をお願いしなければならぬときに、政府・自民党のこのような姿勢は、安定多数を背景にしているとはいえず、とうてい国民の理解は得られないと思います。また、個人献金の方向を強化せよとの政治資金規程法附則八条の趣旨にも反し、反対せざるを得ません。このような動きは事実であるのか。もし事実であるとするならば、総理・総裁としてどう対処されるのかお伺いをし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕
○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

行政改革による増税なき財政再建についての私の決意について御質問がございました。先ほど大議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、私は、五十七年度予算の編成に際しましては、大型新税の導入などは念頭に置かず、徹底した歳出の節減合理化を強力に推進することによって財政再建をさらに一歩進める決意でございます。

その具体的方策につきましては、臨時行政調査会に早急に御検討願ひ、夏までに中間答申をいただきます。五十七年度予算編成等これを実施に移すよう全力を傾注してまいります。

次に、先般の衆議院議長裁定及びこれに基づく与野党合意による所得税減税との関連で、不要不急の支出を削減せよとの御意見がございましたが、予算はその目的、内容に従って適正に執行されるべきものでありますから、与野党合意の有無にかかわらず、予算に余裕が生じたからといって、ただ不用額を生ずることのみを恐れて不要不急の支出を行うというようなことがあってはならないと思います。

私は、先般、閣議においてこの点特に閣僚に注意を喚起いたしました。が、予算のむだな執行を生ずる結果となることのないよう注意してまいりたいと存じます。

グリーンカードの問題につきましては、かねて申し上げておりますように、税の公平という見地から、昭和五十五年度税制改正において制度の採用が決定したものでありますから、政府はこれを確実に実施してまいります。

郵便貯金についてもお尋ねがございましたが、仮にも郵便貯金が脱税に利用されているという疑惑を招くことがあってはなりませんので、限度額の管理に厳正を期しております。グリーンカード制度の実施後は、郵便貯金についてもグリーンカードにより限度額管理を行うこととしておりますので、一層の徹底が図られるものと存じます。

政治資金規程法の見直しにつきましては、各党間でいろいろの御意見があらうかと思ひます。現在、自民党の選挙制度調査会においてもこの問題について検討を始めたところであると聞いております。今後いろいろの御意見が出てくるものと存じますが、各党のよって立つ財政基盤がそれぞれ異なることでもありますから、今後とも各党間で十分議論を煮詰めていただきたいと思います。

以上、御質問にお答えいたしました。が、残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 臨時行政調査会が発足いたしました。が、この調査会には日本の各界を代表するりっぱな見識のある方々が参加されております。したがって、この調査会の出された結論は国民の世論を代表し、また、国民の願望をわれわれに伝え、国民の意思として私たちは厳粛に受け取らなければならないと考えております。

す。
さきに、この調査会の発足に当たりまして、私は三つばかりお願いをいたしました。

一つは、官民協調でやっていただきたい。いたずらに役所をさきに敵に回すような小さな根性ではないかと思ひます。それから第二番目は、自分の所属を離れて国家的大局に立つた判断をしていただきたい。財界とか労組とか、いろいろの御出身の方がおりますが、これはもう国家的大局に立つた御判断をお願いしたい。第三番目は、答申をいただきました場合に、われわれが汗を流して一生懸命やれば可能である、しかも国民の皆さんからよくそこのやたらと、そういう案を出していただきたい。初めから不可能な案を出していただいてもそれは無理です。やれば可能である、しかしよくやたらと、そういう案をつくっていただきたい。この三つをお願いを申し上げたのでございます。

非常手段を講じてやるといういまの御質問の趣旨でございますが、先般、閣議におきまして総理からも御発言もあり、われわれもいままでの行革がなぜ失敗したかというのを反省してみますと、いろいろのポイントがありますが、一つは、各省庁の公務員の自分のなわ張りを守ろう、あるいは自分のときにこういうことをやられたという歴史を残すまい、そういう官庁エゴが非常にあります。したがって、自分の官庁に不利なことが出てきたり、新聞に報道されまうと、やもすれば財界や企業に手を回して反対運動をしてくれとか、あるいは団体や政治家にお願いをして反対運動をしてくれとか、そういう波の中で行革が失敗してきたというのが過去の歴史の大きな例であります。そういうようなことは今回は許さない。この間の閣議で、行政管理局としては監察をして、もしそういう悪質なエゴに基づく反対運動を公務員がやるようなことがあれば、これはもうめっちゃめっちゃになるから、大臣にも通報し、あるいは総理にもお願いをして、そのような公務員につ

いては措置を要求することもあり得ますと、その点はよく各官庁戒めてください、そうお願いをしたのでございます。

やはり行革につきましても、公平を期して、しかもよく話し合つて、その上で国民の皆さんからの代表としていただいた案については、われわれは重大な責任をしようと思ひますから、これはもう心を鬼にして鉄の意志で断行しなければならぬ、そういう心構えで進みたいと思ひますところでございます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕
○国務大臣(渡辺美智雄君) 答ををいたしま

六党合意によつて減税をすることになったんだが、不急不要の支出を削減する必要がある。いままでわれわれは極力不用額というものはつくりたくない、つくりつて国会でしかれませんが、つくりつていないようにしてきたのですが、世の中も変わつて、不急不要の不用額を残せと。私は本当にそのとおりだと思ひます、実際の話。どうしても二月から三月になりますと、予算があるから、ともかく無理して出張するとか、予算があるから早く使つてしまわなと来年予算が削られるとかいう風潮がありまして、どうしてもいろいろの問題があった。それはしかし極力抑えていかなければならない。特にこういうような財政の非常時に苦しいときでありますから、幾ら予算をつけよう、間に合うものは途中でやめてくれというところまでかなり厳しくやっています。特にこの問題については総理大臣からも閣議で御指示が各省大臣にありまして、具体的に各省庁ともこれは不急不要事業や不急不要経費は支出をしないというところに努めておるところでございます。

それから、グリーンカードにいろいろ反対論があるんだが筋を通せと、これは総理大臣からも容弁があつたように、もう法律が実施をされておるわけでございますから、しかし、所得税法の大改革であることは間違いないので、その時期に合

していろいろ所得税法の是正はしなければならぬ、と思ひつております。

たとへて言えば、資産所得の合算というのがございまして、いまは夫婦共稼ぎというのが普通の形になっておつて、夫が代議士で奥さんが重役だとか、そういうものもございまして。それはどっちが扶養家族になるのか、生活の中心はどっちになるのか。それそれ預貯金があつても、共稼ぎで預貯金があつても、その預貯金で三百万を超えたものは今度は課税になるわけですから、課税になるものはどっちかに合算するわけです。今度ははつきりしますから、分離課税はなくなりますから、ということになる、妻が自分で働いて、自分の貯金が五百万あつた。その二百万の分が税金合算でおやじさんの方に課税になると、どうもこれはちよつと実情に合ふわけじゃないかというふうな問題が必ず出てくることだと私は思ひます。したがつて、そういうふうなものなど、こゝで話して

たらきがありませんが、幾つか問題がございまして、それから、そういうふうなものについては、やはりそれは実施のときまでに直す必要があるかと思ひますが、グリーンカードの執行そのものは着実にやっています、もう考へています。

それから、グリーンカードにすると、海外に金(かね)だけじゃなくて、土地や株や金なんかに行つちやうんじやないかという御指摘ですが、土地に行くことはないんじやないかと思ひます。土地へ行つても登記簿があつてすぐわかるし、短期の売買については譲渡所得に対して四〇%と、一般の所得の一〇%増しのいずれか高い方の税金と、こうなつておりますから、余りメリットはありませんね。すぐつかまつてしまふ、土地は土地はうまくいかない。株式といつても損することとがありますからね、株はもうかることばかりありませんから、これももうかることばかりきかえすればすぐわかることと、そういう心配も余りないのじやないか、そう思ひます。金についても、これもまあ価格変動が非常に厳し

うございしますから、私は余りそう心配ないのじやないかと思ひつております。海外のシフトという話もございしますが、海外に逃げていけば、これはちゃんとかかりますから、こちらで。そう大口のものは一定の手続が必要でございしますから、これは追跡調査ができるということで、そんな心配は余りないのじやないか。しかし、こういうふうないろいろ経済なんというものは思ひがけない問題がときどきありましてね、思ひがけない話。そういうことにはまだ時間がございしますから、思ひがけないデメリットが出ないように、いまのうちからそれは穴ふさぎを考へていく必要がある、と思ひつております。抜け道ふさぎです。

それから不正税制の問題で、具体的な方策をしつと、これも再々提出議員の前でも何遍も何遍も私はお話ししていることとございしますので、余りくどく申しません。これは確かに事業所得者の所得は給与所得者の場合に比して捕捉が困難であるというところは事実でございします。青色申告の普及とか税務調査の徹底とかいうようなことで不公平のないように考へてまいりたい、こう思ひつておりますが、世にクロヨン、クロヨンと言ひますが、これは私に思ひつていないのです。いつも言うように、農家は一五%ぐらいしか納税者がいないとおっしゃいますが、そうでなくて、娘や息子はみんな役場とか会社とかへ勤めてゐるわけですから、この人はみんな給与所得者として課税をされておるわけで、農家所得になると給与所得、農家所得を統計上集めて一緒にするから所得は大きいけれども、実際の税務は分離されてゐるわけですから。息子や娘や会社の方、父ちゃん、母ちゃんとはちやんと農家の方というふうになつておりました、農家だけの所得は非常に少ないということでは言えるわけで、出かせぎに行けば日雇い人夫でやつぱり源泉税は取られてゐるわけですから。だから農家は農家だけの所得ということになると納税者が少ない、これは事実でございします。これは所得が少ないからでございします。

昭和五十六年三月二十三日 参議院會議録第八号

所得税法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、法人税法の一部を改正する法律案(閣法第二号)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)(總旨説明)

一三四

事業者の場合にときどき問題がありますが、これについても、先ほども言ったように、青色申告を普及させる。しかし、反税団体ができて調査を妨害するとか何とかというふうなことに、この税務署がへこたれちゃって行かないとか、こんなことは許しておけませんから、これはやはり不正の是正と言ふからには、それはもうそういうふうな腕すくで調査させないなんというふうなことは断固たる処置をとらなければならぬと覚悟を決めておるわけでありまして。

それから特別措置については厳しい基本姿勢で臨めど、全くそのとおりでございまして、われわれとしてはいままでもきちっとやってきたつもりでございまして、いまの特別措置法というのは、前にも言ったように、その必要ないというものは余り入っていないのですよ。退職給付引当金とか貸し倒れ引当金、貸し倒れ引当金については実情に合うように今度提案いたしております。退職給付引当金等については、これは債務性の問題でございまして、まあ全部の人が、四〇%やめるなんというところは、まあ全部の人が、四〇%やめるなれば、もう少し減らしてもらってもよろしいわけでございます、これは今後の御相談ということでございます。

そのほか、やはり終期の到来したものが利権化しないようにするとか、もうこれからびしっとそういうことはやっていく必要がありまして、御趣旨に従いまして今後とも常に目を光らしてまいりたい、かように考えております。

以上でございまして。(拍手)

〔国務大臣山内一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(山内一郎君) 郵便貯金の限度額管理の問題でございまして、ただいま総理からも御答弁がございましたけれども、多少補足をさせていただきます。

まず、預け入れの際に確認資料を持ってこさせまして本人であるかどうかを確認を行って、架空名義をまず防止をする。さらに、預け入れられた

金額につきましては、預金者ごとに全国一本の名寄せという作業を行って管理をしている次第でございまして。なお、この名寄せ事務は従来から手作業で実施をしておりましたが、現在はオンライン化の終わった地域から逐次コンピュータによる名寄せに切りかえておまして、ただいまのところ、全国の半分近い地域においてすでにコンピュータによる名寄せに移行しております。したがって、従来よりも正確かつ迅速な作業が行われているわけでございまして。しかし、名寄せによりまして限度額を超えているということが判明した場合に逐時払い戻しをしております。

郵政省といたしましては、御指摘にもございまして、仮にも郵便貯金が脱税に利用されているという疑惑を招くことがあってはならないので、職員に厳重にひとつやるようにということで十分に配慮をしております。また、さらにグリーンカード制度が実施をされますと、グリーンカード番号というものが各人につくようになりますので、その番号によって限度額管理を一層ひとつ徹底的にやってまいりたい、こういうことで確信をいたしている次第でございまして。(拍手)

○議長(徳永正利君) 近藤忠孝君。

〔近藤忠孝君登壇、拍手〕

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表し、所得税法、法人税法、租税特別措置法の改正案について、総理並びに大蔵大臣に質問いたします。

政府は来年度予算を「財政再建元年予算」と言っており、国民にとっては軍拡元年、福祉切り捨て元年、大増税元年であり、この三法案はまさにその内容をなすものであります。

昨年の労働者の実賃金はマイナスとなり、家計の実収入も狂乱物価以来の実賃一・四%減を記録しました。中小企業の倒産も月千五百件ラインが常態化し、農家も冷害のあおりで二年続きの実

質所得低下を示しました。まさに国民の暮らしと経営は、大企業が史上空前の利益を謳歌しているのとはうらはらに、慢性化した深刻な危機に陥っているものであります。大増税や福祉切り捨て、公共料金の軒並み値上げが国民に重大な打撃となることが明白であるにもかかわらず、政府はあえて一兆四千億円もの新規増税を押しつけようとしております。国民生活が一層破綻されるのみならず、個人消費を抑えて不況を一段と深めずにはおけません。いまこそ財政を国民の暮らしと営業を守るために活用すべきであります。総理の見解を求めます。

次に、所得税の問題であります。

四年越しの減税見送りの結果、来年度所得税収入の二一%、実に二兆八千億円もが自然増収という驚くべき実態となっております。国民の減税要求は、せめてこの取られ過ぎた税金のほんの一部を返せというにはなりません。大蔵大臣は、大蔵委員会での私の質問に対し、減税したいが財源がない。しかし、この問題については誠意をもって話し合っていくと答弁しました。適切な財源があれば所得減税を行うという趣旨だと思えます。財源は、軍事費を削ることや、私が以下指摘する不公平税制の是正などで確保可能であります。衆議院での経過はありますが、本院において改めて検討し直し、税額控除方式により、六千億円程度の規模で実現させるべきだと思いますが、責任ある答弁を求めます。

今回、政府は、大企業への課税強化を求める世論を逆手にとって、中小法人税率も含め法人税を一律に二%引き上げようとしております。今日の深刻な中小企業の実情を見れば、とうてい中小法人税率の引き上げなどは考えられないはずであります。政府は、中小企業の状況は大変であり、この対策が当面の最重要課題だと繰り返し答弁してきましたが、これは口先だけのことなんです。中小法人については、軽減税率適用限度を一千万円程度に拡大し、税率は従来どおりの二八%に据え

置くべきであります。

大企業に対しては、現下の財政危機が過去の大企業のための景気対策の国債増発によっており、しかも、そのこ入れで今日の大企業の大もうけが保証されてきたことからいたしまして、一段と多くの税負担を求めるべきであります。中小企業への軽減税率があると同時に、大企業には、その利益、担税力に着目した政策的な重課税率を適用し、今次改正案を上回る税率で財政再建に協力させるべきではありませんか。

次に、政府の言う不公平税制は租税特別措置に基づくものだけに限定し、法人税や所得税の本法に規定されている明白な優遇措置については不公平税制ではないとし、かたくなにその是正を拒否し続けている点であります。

本法で定められていようと、優遇は優遇であります。たとえば法人税本法による金融保険業の貸し倒れ引当金の繰り入れ限度は貸出額の千分の五とされておりますが、現に発生しているのは千分の一程度であります。担保を取って貸し出しを行っている銀行にどうして実態の五倍もの限度枠を認める必要がございましょうか。不公平税制については、本法に規定されているものも含め、根本からの見直しを行い、実態からかけ離れた引当金、準備金、特別償却などを整理縮小すべきであります。

また、受取配当益金不算入、支払い配当課税の措置につきましては、過去の税制調査会答申でも、「法人税制を法人の社会的、経済的実態に適合させるという方向で引き続き検討していくべきである」と指摘されました。この趣旨も踏まえ、廃止すべきだと考えるが、いかがですか。

さらに、最近の誠備グループ事件でも明らかに、証券市場の投機的傾向を強め、市場の攪乱要因ともなっている異常な取引が横行しております。これを抑え、あわせて脱税を防ぐため、有価証券取引に対しては、取引税の若干の引き上げだけではなく、特に譲渡益への課税を強化すべき

であります。その方法としては、証券会社に顧客資料の提出を義務づけるほか、課税対象となる現行の年間五十回かつ二十万株以上の取引との規定を、回数にかかわらず、どんな銘柄でも全部で二十万株以上売った場合には課税するように変更すること、さらには、一定規模以上の大口取引については証券会社が国税庁へ通知するなど、法制上でも課税実態の上でも対応を強めるべきであります。

政府はあたかもわが国税制にはもはや不公平な税制度が存在しないかのように強弁しておりますが、それは事実と反するところであります。不公平な税制は政治をゆがめるものであります。以上の点について大蔵大臣の所見を求めます。

わが党は、かねてより大型間接税導入や国民サービス切り捨ての行政改革に断固反対してまいりました。財政再建に向けては、不要不急経費の削減と、大企業、大資産家への優遇税制の是正、さらには民主的行政改革を徹底して進めるべきであります。特に行政改革については、利権と腐敗の温床となつて行政、財、官の癒着構造にメスをを入れること、軍事や国民弾圧、大企業率仕の部門は圧縮し、国民生活密着部門を充実させること、機構や手続の重複をなくし、民主的効率化を図るなどを積極的に推進すべきであります。

総理は、最近、大型間接税は慎重にとし、行政改革に政治生命をかけることを主張しておられます。しかし、それが国民サービス切り捨てを中心としたものとなることは、政府の「行政改革大綱」や大蔵省の「歳出百科」などが示すところであり、新税導入はもちろんです。国民サービス切り捨ての行政改革の計画はともやめ、国民的立場からの財政再建、行政改革に取り組むべきであります。

また、総理は、先ほど大木議員の質問に対し、大型新税は念頭に置かないと答弁しましたが、今後大型間接税が念頭に浮かぶことはあり得るのか、絶対導入しないと明言できるのか。改めて総理の明快な答弁を求めます。

最後に総理、税財政についての国民的議論のため資料を積極的に提供し、国民の批判や提案に真剣かつ謙虚に対応すべきであります。約束できますか。

わが党は、今後とも所得税減税の実現、軍備拡張反対のため断固決意を表明し、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 答えたいします。まず、国民生活の防衛のために財政を活用すべきであるとの御意見でございました。

私は、現在のような大量公債発行に依存した財政運営は、インフレをもたらし危険をはらんでいるものであり、国民経済と国民生活を根柢から揺るがすものになりかねないと憂慮いたしております。したがって、国民生活を防衛し、わが国の将来の基盤を確かにするために、当面何よりも財政の再建が必要と考え、財政再建を私に課せられた最重要政策課題の一つとして受けとめ、これに取り組んでいるところでございます。

財政再建に当たっては、すでに申し上げましたとおり、大型間接税の導入などは念頭に置かず、これは再び念頭に上ることはないと思ひます。歳出の削減、合理化に全力を注いでまいりたいと考えております。当然各種補助金、行政サービスの見直しに努め、高度成長下で肥大した行政の減量を図るわけであり、既往の施策のうち整理合理化の対象となるものが出てまいりましょうが、総論賛成、各論反対ということにならぬよう、高い見地に立つて御支援、御協力を賜りたいと存じます。

資料の提供、情報の公開についてのお尋ねであります。御承知のとおり、昨年五月の閣議了解がございまして、これに基づきまして各省庁で閲覧手続規定、目録などを整備しまして、昨年十月から文書閲覧窓口を設置するなど、情報提供に関する改善措置を講じております。今後とも閣議了解に沿って努力してまいります。

以上、御質問にお答えいたしました。残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 大蔵大臣は財源があれば所得税を減税すると言ったじゃないか、財源はあるだろう、軍事費を切れ、それはそういうふうには割り切つてしまえば、それはできるわけでございますが、われわれは、国防費というものは非常に国家安全保障上必要だと、そういう前提に立っておりますので、これはもう幾ら話してもかみ合わない話でございまして、次に参ります。

中小法人の軽減税率をこれも一千万円まで現行二八％で据え置け。これは先ほど大木さんのときですか、お答えをいたしました。そうすると八百萬、九百萬の人はもちろん減税になつてまいります。現在でも四〇％納めているわけですから、その人を二八％に下げるといふことですかね、そういうことになつてしまふ。

それからもう一つは、中小企業と大企業の税の較差はもと五％しかなかったんですが、中小企業をずっと据え置いて、大企業だけどんどん上げてきたもので、二八％に広がったといふこととでございまして、これをさらに一千万円まで二八％にいたしますと、減税になるのは、要するに個人所得との関係、同族会社などはかなりそういうものがございまして、それとの関係で不公平になりますといふことで、ひとつ御勘弁をいただきたいといふわけでございまして。

それから、大企業には重課をしろといふお話でございまして、これは四九・四七、実効税率、それから五一・五五に今回の税法が通ればなるわけでございます。かなりこれはまあ諸外国並みにしておるわけでございます。資本金などによつて異なつた税率を適用するといふことも、この前も言ったように、なかなかむずかしい問題がございまして。したがって、今回はとりあえず二％といふことで法案を提案してよろうな次第でござい

す。

それから、不公平税制は特別措置法だけでなく所得税法、法人税法の本法の中にあるじゃないか、いろいろ引当金、準備金これはございまして。ございまして、その中でも金融業については実態が千分の一だとおっしゃいます。実態はもう少し多いのじゃないかと思ひます。今回、千分の五から千分の三にこれを引き下げるという法案を上程をいたしておりますので、御協力をいただきたいと存じます。その他の準備金等は、これは政策の問題でございまして、あるいは引当金などもございまして。退職給付引当金というふうなものもございまして、これは債務性のものというふうなわけであれば今後の検討課題にしたいと思つております。今回は手をつけない次第であります。不公平だといふふうにはわれわれは考えておらないので、政策の結果それを債務性に見るか見ないかといふことでございまして。

それから次は、受取配当益金不課税、これはもう前にもお答えをたびたびしておりますので理由は申し上げませんが、これは二重課税防止という観点から調整する仕組みでございまして、現在廃止する考えはございしません。

有価証券譲渡益課税を強化せよ、なかなか一挙に皆様のおっしゃるようにはいきませんが、有価証券の今回の移転税につきましては、共産党には御賛成をいただきまして本当にありがとうございます。参議院においてもよろしくお願ひを申し上げます。

以上でございまして。(拍手)

○議長(徳永正利君) 三治重信君。

〔三治重信君登壇、拍手〕

○三治重信君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま提案されました所得税法、法人税法、租税特別措置法の各一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

昭和五十六年三月二十三日 参議院會議録第八号

わが党は、わが国経済の安定的発展と国民生活の維持向上を図る立場から、昭和五十六年度予算におきましては、行財政改革の断行と不公平税制の是正を行うことにより、大衆増税によらない財政再建予算を編成するよう強く主張してまいりました。

しかるに、五十六年度予算案は行財政改革を後回しにし、財政再建の名のもとに自然増収が四兆五千億も見込まれているのに、赤字国債の二兆円減額と引きかえに一兆四千億円の増税を行おうとするものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

まず、近年経済の安定化に従いまして賃金、物価とも落ちついてまいりましたが、実質賃金がマイナスになることは余りなかつたのであります。昨年は賃金労働者の平均実質賃金がマイナス〇・九％という結果を生じました。これは毎月勤労統計調査開始以来初めての経験であります。また所得税は、明年五十六年度を含めると五カ年間で物価調整減税を行わないことになり、先進国においては最近例のないこととなります。したがって、高度な累進税率を採用している所得税はその負担の公平さを欠き、大変な重税を課することとなっております。

このような事態を踏まえ、先日、与野党合意により五十五年度の剰余金をもって昭和五十六年度の所得税減税を行うことになりました。私は、財源として三千億円の繰出が必要であると思ひます。しかし、現在この五十五年度予算の剰余金額は全く不明であります。この措置が実行あるものとなるためには、政府が年度末に不要不急の支出を行って予算の消化を図るというようないかなう行政各分野において予算の節約に十分配慮することが必要であります。政府は与野党合意を実効あらしめるよう誠意を持って対処することをお約束してもらいたいのであります。総理、いかがでございますか。

次に、総理は、去る十八日の日本商工会議所で、行財政改革に命をかけるにあつたされ、また新聞報道では、五十七年度予算には大型間接税を導入しないで行財政改革を行う、これがために本年七月に第二臨調の中間答申を得て臨時国会を開催をし、その全面的実現を図りたいとのことであります。

わが党は、去る二十日、佐々木委員長を長とする行財政改革推進委員会を新たに設けまして、昭和五十七年度には、五十六年度と同額の赤字国債二兆円の減額、大型間接税を含む増税を一切回避する、必要な予算不足に見合う額を行財政改革によつて捻出する、という三大項目の基本方針を決めました。私は、総理の行財政改革の不退転の決意をこの本会議の場で改めて御表明をお願いのであります。

さて、所得税法の一部改正案の中に、配偶者控除を受けられる配偶者の所得限度を二十万円から二十九万円に引き上げる改正が提案されております。その結果、パートタイマーの例をとりますと、五十万円の給与所得控除を加えて七十九万円までの給与を受けても、夫は配偶者控除を受けられることとなります。所得限度額九万円の引き上げは、一歩前進だと思ひますが、常用雇用でない雇用の場合は広がりつつあるとともに、核家族におけるパートタイマーとして家庭の主婦の労働力が活用されることは今後ますます必要であります。しかるに、配偶者の所得限度を超えることによる夫の配偶者控除が受けられないということは、主婦の職場進出を著しく妨げるものであります。また、独身者との負担の公平と核家族の精神的和合を維持する上からも、夫婦のいずれかに配偶者控除二十九万円は無条件に維持されるのを望ましくと思ひますが、大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、法人税法の一部改正であります。一律二％の引き上げは、この際やむを得ないことと考えますが、今後実効税率において先進国との比較考慮を図ることが必要であります。

所得税法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、法人税法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)趣旨説明

また、わが党は、法人税法の中小企業の軽減税率の適用限度額を現在の年七百五十万円から千二百万円に引き上げるよう主張してまいりました。しかし、改正案では八百五十万円とし、わずかに百万円の引き上げにとどめております。大蔵大臣は、去る二月十九日の衆議院の本会議において野党議員の質問に、企業利益八百五十万円以下の中小企業が中小企業の九〇％を占め、軽減税率の恩恵を受けているとの御答弁をされております。しかし、今後ともこの中小企業の九〇％が軽減税率の適用を受けられるよう、限度額の引き上げについても今後御配慮をお願いいたします。

次に、租税特別措置法の一部改正について、わが党が従来主張しております交際費課税制度の強化は一歩前進でありまことに、また、エネルギー対策として租税特別措置を三カ年間に限りとられることは適切な対応かと思ひます。

最後に、租税の公平の原則について大蔵大臣に伺ひたいと思ひます。租税の公平の原則は、政府の最も配慮しなくてはならない重要な問題だと思ひます。税法上の課税の公平の問題はしばしばおきまして、税務行政上、徴税の不公平さが若くは間接税を呼び、これが納税義務感を損なうことを恐れるものであります。

一、二の例を挙げます。所得課税について、クロヨンとかトローサーンと言われております。市町村立の保育園の保育料は、所得階層別に定められることになっております。実際は、所得税が住民税の額の階層別で保育料が徴収されております。アパートや団地住まいの若いサラリーマン家庭の保育料が高く、商人や農家の保育料が低いということがまた事実であります。

次に、法人所得について、税務署の職員の実地調査に相当多額の申告漏れが捕捉されております。しかも、その実税率は年々低下をしていると言われております。税務調査にまたまた当たった

の運の尽きというような感觸が一般化するのを恐れるのであります。

また、公益法人または非課税団体等、非営利団体と言われるものが営利事業類似行為を行っていると言われております。これら法人及び団体の営業利益に対し適正な実地調査が行われているのか、適正に課税されているのか等々、税法だけでは公平を期せられない税務行政上の措置による正しい納税道義心の向上によつて負担の公平を図る、正直者がばかをみない、所得逃れを困難にする努力が実行されなければならないと思ひます。したがって、税務職員の増員が必要であると思ひます。しかし、政府全体として行政改革を行う中で、職員の減員はあれ、増員はほとんど困難と思ひます。事実、税務職員の数は一十数年間増減なしであります。

昭和四十八年秋のオイルショック以降、民間企業においては、血と汗の犠牲を払いつつ減量経営に努力をし、合理化によつて生産性の向上を図ってきたところでありまことに、減量経営には、企業内の人員の配置転換はもちろんです。大企業においては、世界に例を見ない企業間の配置転換とも言える労務協議の納得の上の出向制度まで実行されております。

政府は、民間に見習って、同一省庁内の職場転換はもちろんです。各省庁間の職員の配置転換並びに出向制度を積極的に活用し、計画的に、しかも大量に行う必要があると思ひます。このような措置によつても税務職員の充実強化を図るべきだと考えます。中曾根行政官理長官の積極的な指導をお願いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。まず、先般の与野党合意についての御質問であります。三月六日の衆議院議長裁定及びそれに基づく六党国対委員長会談の合意事項につきましては、政府としてもこれを尊重してまいらる考えて

ございます。

なお、歳出予算の執行については、与野党合意の有無にかかわらず適正を期すべきものであり、今後とも節減合理化に努めてまいります。

五十七年度予算の編成に当たりましては、すでに再三申し上げておりますとおり、大型新税の導入などを念頭に置くことなく、臨時行政調査会の中間答申を得て、歳出の削減合理化に全力を傾けることにより、財政再建第二年度にふさわしい予算をつくり上げる決意であります。

勢い補助金の整理、行政サービスの見直しなどに取組まなくてはならないことと存じますが、総論賛成、各論反対となりがちな事柄でございますので、広く各党各会派の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

残余の点につきましては関係大臣から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 答弁をいたします。

パートタイムなどで税金のかからなくするのには、いままで七十万円までは配偶者がもらっておいても、夫はその配偶者をやはり自分の所得から配偶者控除として引くことができた。これについて、一千万円以下ぐらいの所得者だったら、妻の収入に関係なく、配偶者が所得があつた方がいいじゃないか、こういうような御趣旨と私は受け取ったのですが、それはちょっと困るわけでございまして、やはり妻に相当な所得があつて、しかも夫の配偶者になるというのは、やっぱりちょっと私は納得がいかないわけでございまして、これはやっぱり二十九万円という基礎控除の限度までと。それ以上妻に所得があればこれは配偶者から離れていただく、妻が幾ら所得があつても差し支えないわけですから。ただ、夫が一千万円未満の場合は、妻が百五十万円取っても百三十万円所得があつても夫の配偶者にしろというのは御勘弁をいただきたいと思ひます。

昭和五十六年三月二十三日 参議院会議録第八号

それから、その次はトーマソンの話に触れま

して、税の公平の原則を確立してやれと、ともかく商店の人あるいは農家の人よりもその近くの団地の奥さんの方が保育料が高いじゃないかという例をとられたわけでございます。これはよくそういうおしかりを受けるのですが、東京などでも農家の方がいい暮らしをしておる、そして、おばあちゃんなども老齢福祉年金をもらつておる。その近くに住んでおる人がそんなに暮らしをしていないのに老齢福祉年金をもらえないとかいう話がございます。それは農家などは財産を持つておられますが、所得がないというのも事実でございます。しかしながら、仮に同じ三百万ぐらゐの所得だとすれば、農家の方が五百万ぐらゐには使えるかもしれません、蓄積がございまして、新しく買つた物はないし、家は先祖譲り、土地も先祖譲りとか、葉っぱ、大根は家の周りでつくれるとか、食う物は事欠かないということですから、入った金はみんなはかに使えるということ

で、消費支出に目をつければ、確かに同じぐらゐの金が入れば農家の方が豊かに使えると、これはもう事実でございます。事実でございますが、所得が少ない場合は何ともしようがないので、それでは資産まで見て所得制限つけるかということになります。農家の資産はすぐつかまえることができますが、預貯金で持っている人はつかまえることができないという問題が起きてしまうので、非常にむずかしい問題はあります。しかしながら、事業者等で申告がどうもつかみようがないというために低いというふうなものがあれば、これはやはり厳しく調査をしていかなきゃならぬと、かように思ひます。

現在、それでは税務職員が足りないのじゃないか、できるのかと言われておりますが、これは機械化、合理化等で、統計事務や何かの方はかなり手数が少なくなつたのですが、これは非常に手数が省けてきた。問題は調査能力の問題でございますから、人さへふやせば調査能力が一逼に広がる

というわけではもちろんないのであつて、その方面の専門的な研究、大口についてはそういうふうな研究とか、あるいは実際の中小企業の調査等についても人手が足らぬということも事実でございますが、悪質と思われるようなものを重点的、能率的、効率的に、いい調査官を派遣して、その調査の徹底を期してまいって、そういうふうな脱税で逃れる者がないように、世間が見ていて、あいつはどうも少ないのじゃないかと思うのがあれば、どしどし教えていただければやりますから、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

今後とも、税務職員の充実ということにつきましては、私も努力をしてまいる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 国税当局の職員が非常に困難な状況のもとに一生懸命よくやつておることは、われわれも非常に高く評価してゐるところでございます。

現在、国税関係の職員の定員は五万二千七百八十九名でございますが、ここ二、三年来、年間四百人から五百人ぐらゐ第一線の方を増強しようというところで定員の強化に努めておるところです。これは大抵、地方局から都市局の方へ人間を異動させるとか、あるいは大蔵省の内部においてやりくりをして第一線を強化する、そういう方向でやつてまいりました。本年におきましても同じような方向で、大蔵省全体としては百五十二人人間を減らしております。しかし、国税の第一線につきましては四百三十八人ふやしております。これは主として管理部門とか総務部門とか、施設部門から第一線の方へ補充をしたような状態でございます。

今後、いまの国税職員がよく一生懸命やつておる情勢にかんがみまして、最大限われわれは人的強化を図つていかなければならぬと思つております。来年以降につきましてもよく考えてみたいと思ひます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いたしました。

しました。

○副議長(秋山長造君) 日程第二 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明) 本案について提出者の趣旨説明を求めます。安孫子自治大臣。

〔国務大臣安孫子藤吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(安孫子藤吉君) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正に当たりましては、現下の厳しい地方財政事情と地方税負担の現状にかんがみまして、その負担の適正化を図りますとともに地方税源の充実を図ることを基本といたしてまいります。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

第一に、地方税法の改正であります。まず、個人住民税につきまして、低所得者層の税負担の実情にかんがみまして、昭和五十六年度限りの措置として、所得の金額が一定の金額以下の者について所得割の非課税措置を講ずることといたしております。

次に、法人住民税について、法人税の税率引き上げに伴う法人税割の増収額を市町村税源の充実に充てるために、道府県民税及び市町村民税に係る法人税割の税率を調整いたします。均等割りの税率適用区分の基準を改め、課税の適正化を図ることといたしております。

さらに、個人事業税について新たに不動産賃付業等四業種を課税対象事業に追加いたしました。また、不動産取得税について住宅政策に配慮しながら、その税率の引き上げを行うこととしたしております。

また、固定資産税等に係る非課税等の特別措置のうち十六項目について整理合理化を行うほか、産業用電気に係る電気税の非課税品目を二品目廃止いたします。

所得税法の一部を改正する法律案(附法第一二号)、法人税法の一部を改正する法律案(附法第二二号)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(附法第三二二号)(趣旨説明) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和五十六年三月二十三日 参議院會議録第八号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一三八

止することとしたしております。

そのほか、税務執行面における実質的公平を確保いたしましたため、脱税の場合の更正、決定等の制限期間を延長いたしますとともに、住民税及び事業税の脱税に関する罪についての法定刑の長期を五カ年とすることとしたしております。

第二に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正でございますが、日本国有鉄道に係る市町村納付金について、納付金算定標準額の特例措置の適用期限を二年延長することとしたしております。

これらの改正によりまして、明年度におきましては、七百五十六億円の増収と相なる見込みでございます。

以上が、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。佐藤三吾君。

【佐藤三吾君登壇、拍手】

○佐藤三吾君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に関連しまして、自治体行政の基本問題につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたしたいと思っております。

一九七五年以降の経済危機によって、わが国の社会が大きな過渡期に入ったことは、いまや何人も明らかにしているところであります。すなわち、政治的には、昨今の情報公開要求に見られまうように、政府、特権官僚による閉ざされた意思決定を日の当たる政府として公開することが求められ、社会経済のあり方としても、管理社会からの離脱が強く求められているのであります。「地方の時代」が今日広く国民全体の共通意識となっているのも、こうした過渡期の離脱方向をトータル

ルに示しておるからにはかなりません。

したがって、いま政府と国会に課せられた課題は、こうした認識に立つて社会の諸制度、とりわけ政治制度を改革し、こうした転換を急速かつスムーズになし遂げることと考えますが、残念ながら鈴木内閣にはそのような気概さえ全く感じられないのであります。

私は、このような転換を地方の時代認識に立つて実現するためには、まず自治体の基本にかかわる法律の立法過程に根本的なメスを入れる必要があると考えます。

御承知のように、ただいま議題となっている地方税法改正案が可決成立されますと、自治体はこれを条例化するわけでありながら、残念ながら自治体における議会審議は、時間的に制約され、十分な審議の保証さえもなく、首長の専断処分によって住民に納税義務を課しているところも少なくないのであります。地方税法第三条は全く空洞化しております。住民と自治体にとって地方税制は心臓とも言えるべきものであり、これが十分な審議がなされないまま決定される状況のどこに地方自治がございましょうか。結局、つまるところ、政府が法と条例との関係を相互の固有の領域を確立することなく、条例を国の行政目的達成のための手段、手続としてしか認識していない結果、このような問題が生じるのであります。

そこで、まずお尋ねいたします。この際、政府は先ほどのような時代認識に立ち、真に地方の時代を確立しようとする意思があるならば、法と条例との関係を従前から協同の關係に転換し、立法過程とその内容に大きな変更を加えるべきであります。すなわち、地方税法について言えば、租税法主義の原則に立ちつつも、法の内容については標準税制とし、住民に対する課税義務は条例による具体的制定を待つて生じるよう改めるべきであります。

そして、地方税制の改正に当たって行政府における意思決定に際しては、国の税制調査会において一括して行うことをやめ、地方税制調査会を別途創設し、国、自治体及び学識経験者による共同決定を図るべきであります。総理並びに関係大臣の率直な答弁をいただきたいと存じます。

次に、本年度税制改正における税源配分の基本問題についてお尋ねいたします。

本年度税制改正による地方税増収額は、ただいま御説明ございましたように、わずか七百五十六億円でございせん。しかも、このうち六百五十九億円は国税の改正に伴う地方税へのはね返り分であり、地方税独自の改正による増収額は一割強の九十七億円でございせん。ここにも国税の付属物としての地方税の認識しかない政府の態度がよく示されております。しかも、国税改正の中心であり、法人税の二割引き上げに伴う法人税・市町村民税のはね返り分六百五十九億円でございせん。あたかも自治体の法人課税が強化されたかのような印象を与えておりますが、事実とは全く逆であります。これまで国、自治体の法人課税の配分割合は国が六六・八％、自治体が三三・二％であったのが、今回の改正によって自治体に厚くなるどころか、逆に国は六七・五％にふえ、自治体は三二・五％に減少しているのであります。まさに国の財政再建のために自治体財政が踏み合にされているのであります。財政再建は自治体財政の確立を含めた制度の改革によって初めて国民的意義をもち得るのであつて、このようなやり方は地方の時代に全く逆行するものと言わなければなりません。

一体、自治大臣はこうした税制改正をいかなる理由をもって認めたのか。また、大平前総理の地域重視の政策をそのまま引き継ぐことを言明されておる鈴木総理にとって公約違反であると考えますが、明快な答弁をいただきたいと思ひます。

また、現行のおおむね二対一の法人課税の配分割合について、この際五対五程度となるよう法人課税の割合を改めるべきだと考えますが、あわせて答弁をいただきたいと存じます。

次に、個人住民税の問題についてお尋ねいたします。

今国会において所得税減税がわが党を初めとする全野党はもちろん、労働四団体など広く国民から求められておりますが、この問題の重要さもあることながら、国民にとってさらに重税となつてゐるのはほかならぬ個人住民税であります。所得税の課税最低限二百二万円に対し個人住民税のそれは現行では百五十八万四千円となつており、政府は、これに対して五十六年度限りの措置として百七十五万七千円まで非課税措置とするという、わずか十二億円のまやかしの減税によって国民の減税要求を糊塗しようとしております。これまでの控除額の引き上げを凍結し、一種の免税点制度を持ち込むことは、地方税制の根幹を揺るがすものであり、十分な検討のないままこのような一時しのぎの措置を持ち込むことは許されるものではありません。

したがって、この際、個人住民税について抜本的な改革を加える必要があります。すなわち、これまで政府がたびたび言明してきたように、個人住民税の課税最低限を三カ年計画で所得税の課税最低限まで引き上げ、個人住民税と所得税の格差を解消し、その上に立つて国民の所得税を一本化し、市町村から都道府県、国に逆配分していくよう改めるべきであります。政府の考えを明らかにしていただきたいと存じます。

次に、第二次臨時行政調査会の発足に関連して補助金、租税特別措置の問題についてお尋ねいたします。

第二臨調は、今年七月を目途に、来年度予算編成に向けて約一兆五千億円から二兆円の財源をつくり出すために補助金の整理等を行うことを当面の課題としておりますが、これに関連して土光会長及び経済四団体の首脳は、増税は行わないとたびたび言明し、先ほど総理も大型新税は念頭に置かないと言明いたしております。これら経済団体の首脳の発言は、額面どおり受け取れば増税ス

トップとして大いに結構なことであります。今日
の不公平税制の実態を見れば、こうした発言が国民
の反増税ムードを利用した不公平税制の温存発言
であることは明らかであります。

すなわち、政府資料によっても、五十六年度国、
自治体合わせて約一兆円の税の優遇措置が講じら
れており、こうした優遇措置を廃止することは大
企業にとっては増税ということであり、言いか
えれば、増税ストップとは、こうした優遇税制の
温存を意味するもので、経済四団体の第二臨調
に対する異常とも言ふべき肩入れは、まさにこ
うした意味が込められていると言わざるを得ませ
ん。先ほど大蔵大臣も認めたように、第二の補助
金とも言えるこうした優遇措置に徹底的にメス
を加えることこそ、増税なき予算編成を可能にする
道であり、行政改革の緊急課題と言わなければな
りません。政府の所見を伺いたいと存じます。

これと関連して、自治大臣にお尋ねいたしま
す。
地方税制における大企業優遇税制の最たるもの
の一つとして産業用電気税の非課税措置がありま
すが、一体いつになったらこれを撤廃するのであ
りますか。

昨年の福岡県大牟田市の電気税違憲訴訟は、裁
判としては敗訴であります。非課税措置が妥当
なものとは認定されておられません。自治体のみ
から原告となつて提起した違憲訴訟の意義を正し
く受けとめ、千三百九十六億円と見込まれる非課
税措置を撤廃すべきであると考へますが、大臣の
決意のほどを伺いたいと存じます。

最後に、国鉄ローカル線廃止にかかわる自治体
行財政の問題についてお尋ねいたします。

先般、ローカル線廃止に関する政令が明らかに
され、全国四十二線区の廃止路線が示されまし
た。申し上げるまでもなく、住民にとって鉄道は
生命の綱であります。住民に対する影響のみな
らず、周辺の市町村の行財政に大きな影響を与え
ることは明らかであります。

昭和五十六年三月二十三日 参議院会議録第八号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案(趣旨説明)

そこで、お尋ねいたしますが、ローカル線廃止
によって自治体は地域経済の変化する中で税収入
その他歳入にいかなる変化が生じるのか、また、
代替交通機関の維持等に要する直接の費用負担と
は別に、住民生活の動態変化に対応してどのような
財政需要が生じるのか。単なる交通問題にとど
まるものでない以上、影響予測調査を行っている
はずであり、明らかにしていただきたいと存じま
す。

以上、私は地方税制を中心に自治体行財政の基
本問題について質問してまいりましたが、総理並
びに関係大臣の明快な答弁を強く要請し、私の質
問を終わりたいと思ひます。(拍手)

【国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手】

○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

私は、地方自治を尊重することにおいて国が最
も注意しなければならぬことは、地域性、すな
わち各地方団体がそれぞれの地域に固有の事情を
持っていることについて国が正しい理解を示すこ
とではないかと考へております。地方財政の問
題、特に地方税の問題についても、そのような見
地に立つて、税制調査会等の場を通じ、地方税源
の充実強化に努力してまいりたいと考へておりま
す。

五十六年度の法人に課税した税制の改正による
増収額が地方に不利になっているのではないかと
のお尋ねでありましたが、地方交付税として地方
に交付される分まで考慮に入れますと、その増収
額を国と地方とでおおむね折半する形になってお
りまして、御質問のように地方軽税となつてい
るというようには考へておりません。

次に、第二次臨時行政調査会の土光会長が増税
によらない財政再建という基本的な考えを示され
ておりますが、それとの関係で、企業優遇税制の
整理についてどう考へるかとの御質問でありまし
た。

いわゆる政策税制、すなわち租税特別措置につ
きましては、昭和五十一年度以来積極的な整理合

理化を講じてきており、おおむね一段落というよ
うに考へております。しかしながら、社会経済の
実態に即して税制の見直しを続けていくことは当
然のことであり、増税なき行財政の再建という考
え方が、五十七年度においては税制の合理化、公
平化のための手直しまで禁ずるという趣旨のもの
であるとは考へておりません。今後とも公平な税
制の確保のため最善を尽くしてまいりたいと存じ
ます。

残余の点につきましては所管大臣から答弁させ
ます。(拍手)

【国務大臣安孫子藤吉君登壇、拍手】

○国務大臣(安孫子藤吉君) 第一点の税制に関す
る法律と条例の関係でございしますが、特に税制
におきましては、公平と申しますか、そうした問
題が強く要求されております。しかし、一方にお
きまして地方自治体の自主性という問題がござい
ます。この辺の調整というものがきわめて困難な
問題だと考へております。したがって、御質
問の法律と条例の関係につきましては、今後慎重
に検討いたしてまいるべき課題だと考へておりま
す。

第二に、国税と地方税の問題、今回の措置につ
いてでございますが、今回の法人関係税の改正
による増収額は、平年度ベースでは、国入に対し
まして地方が二の割合になっておるのは御承知の
とおりであります。しかし、増収となる法人税収
のうち、地方交付税として交付される分を考慮い
たしますと、法人関係税全体の増収額をおおむね
国と地方で折半する形に相なつておるわけであ
ります。

なお、法人所得全体に対する国、地方の課税の
配分割合は、今回の法人税の税率の引き上げによ
りまして地方への配分が若干低下することと相な
りますが、これにつきましても、地方交付税を考
慮いたしますと、実質的には国と地方とでおおむ
ね折半することと相なつておるわけでございます
す。したがって、今回の法人関係税の改正が

すなわち地方軽税ということには必ずしもならな
いものとして考へておるわけでございます。

次の御質問の個人住民税の問題でございま
すが、これは住民税の課税最低限について、明年度
におけるところの厳しい地方財政の状況を考慮い
たしますときに、その引き上げは見合わせるほか
はないわけでございますが、低所得者層の税負担
につきましては特に配慮を加えるために非課税
措置等を講じておるところでございます。

なお、住民税におきましては、地域社会の費用
につきまして、住民にその能力に応じてできるだ
け広く負担を求めることが望ましいと考へておる
のでございまして、住民税の課税最低限を現在以
上に所得税のそれに近づけるべき必然性はないも
のだと考へておる次第でございます。

次に、第二臨調に関係いたしました優遇税制を
廃止すべきではないかという御質問でございま
す。それで、産業用電気に対する非課税措置は、
原料課税を排除するといふ見地から、重要基幹産
業または新規重要産業に係る製品で、製品コスト
中に占める電気料金の比率がおおむね五割以上の
ものについて講じておるのであります。このよう
な非課税措置の性格から適用期限を定めていな
いものだと考へております。しかし、従来から社
会経済情勢の変化に応じてその内容の見直し
に努めてまいつておるところでございます。その
で、今回の改正案におきましても二品目の整理を
予定しておるわけでございます。今後さらに検討
を続けてまいらる考へております。

次に、ローカル線の地域社会に及ぼす影響等
についての御質問がございました。このローカル線
の問題はきわめて重要な問題でございします。の
で、国鉄ローカル線の政令基準の制定に当たりま
しては、地域の実情あるいは将来の開発等につ
いての配慮を十分に加えて、地域に与える御質問の
ようないろいろな影響をできるだけ少なくいたす
ように努めてまいらうと考へております。その
結果、当面の対象路線というものは、バス輸送が

昭和五十六年三月二十三日 参議院會議録第八号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一四〇

比較的容易と考えられる三十キロ未満の路線等に限定されることが相なったわけでございます。

また、地域の特長の開発につきましては、輸送増が見込まれるものについて輸送密度の算定の上で考慮することとしたしております。なお、地域において、その方法等につきましては、ただいま協議をいたしている最中でございます。なお、地域においても、協議会等において十分な協議が尽くされることを期待いたしております。また、そのようにした配慮を加えながら、地域社会に大きな変動を与えないように努力をいたしたいと考えております。

以上、御質問にお答えをいたしました。(拍手)

○國務大臣(渡辺美智雄君) 御答えをいたしました。

法人税関係の税収の中で、地方と国との取る割合を五対五にしろと、こういうお話でございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。たとえば、もともと五対五に取ってしまえば、国の方では財政の再配分の機能がなくなってしまう。たとえ全国平均の指数で人口一人当たりの指数をとってみると、東京が一七七なら沖縄は五〇というところへは金がかかってくる。幾ら二分の一も取ったとしてもとれない。幾ら二分の一の二分の一はもっと小さい。どうしてもやっぱり地方交付税のようなもので調整するはかばかしい。結局、地方交付税で調整した結果は大体三三％、法人税とかんがえて三三％返りますから、そこへ一七・五％自分たちも取るわけですから、国との配分はまあまあいいところだと、そう思っております。(拍手)

○國務大臣(中曾根康弘君) 第二臨調と税制の関係でございますが、第二臨調におきましては、補

助あるいは既成行政あるいは保護助成、そういう点につきましてはいろいろ議論されたいと思っております。そういう観点から税制についてもいろいろ検討を加えられたいと思っております。特定の税制をどうするかという点に触れるかどうかは私は疑問であると思っております。それよりも、もっと制度の根本に触れた点にメスを入れていただくことが大事ではないかと、そのように思っております。(拍手)

○副議長(秋山長造君) 大川清幸君。

〔大川清幸君登壇、拍手〕

○大川清幸君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま御説明のありました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣の御所見を伺います。

地方財政は、昭和五十年年度以来、毎年二兆円を超える膨大な財源不足を生じております。このような財政危機が叫ばれてからすでに七年を経過するわけであり、この間、政府は地方財政に對し何ら抜本的な対策を講じようとはせず、地方の財源不足を補うために交付税会計の借り入れと地方債の増発という借金政策をとり続けてきたのであります。このため、いまや地方は四十兆円にも上る巨額な借金を抱えており、この借金返済のために五十六年度の地方財政計画を見ても四兆円近くのお金を充てなければならぬことになっております。言うまでもなく、地方自治は民主主義の基盤であり、その地方自治を支える地方財政の確立を図らなければ、地方自治は財政面から崩れるおそれがあるわけであり、

そこで、総理にまずお伺いをいたしますが、総理は、この深刻かつ不安定な地方財政の現状をどう認識されておられますか。また、その健全化のために今後どのような具体策をおとすことになるか、まずお伺いをいたします。

ところで、今日の地方財政は、その歳入の規模が四十兆円を超えておりますが、その自主財源で

ある地方税は相変わらずこの歳入全体のわずか三〇％台に低迷しております。この実態を見れば地方自治体の活力ある行政運営がいかに制約されているか明白であります。しかも、国と地方との税源配分は、従来から言われておりますように、国二に對し地方一の割合であります。また、なるほど歳出面においては国一に對し地方二という逆転現象にはなっておりますものの、この逆転現象は、自治体の事務の大半が補助事業によって占められていて、国からも明らかなように、補助制度が国の地方統制の手段に使われていると言っても過言ではないわけであり、現在の国の補助制度が自治体の事務のほとんどすべての分野におたつていて、自治体は補助金のつく事業をかなり優先的に取り入れて実施せざるを得ないのであります。

しかも、国の補助金は、そのほとんどが地方自治体の一般財源によって裏負担を強いられることになるために、本来地方自治体の自主財源であるべき地方税は、その使い道が大きな制約を受けることになるわけであり、そこで、自治体が独自の構想に基づいて行う単独事業を実施しようとする場合、勢い借金である地方債に頼らざるを得ない仕組みになっております。

このように、今日の地方行政は国が規定した枠組みの中に完全に組み込まれており、このために全国至るところでいわゆる画一行政が行われ、地域の特性や住民の意思を生かした行政が行えない状態にあるわけであり、先ほど総理も御答弁になつておりましたが、地方自治体の特殊性、地域の自主性については、どうも御答弁のような状態にはなっていないと思われ、

最近の住民の価値観の多様化に伴って、これに對する行政の推進を図らなければなりません。このためには地方分権化を進めることが必要であり、このことが今日の地方行政にとって最優先の課題であります。

そこで、お伺いいたしますが、このような地方

税財政の実態を総理はどのように認識しておられますか。また、どのような改革を行うべきか、その考えをお伺いしたいと思います。

また、地方税制度は地方自治の本旨を達成する上でその基本であり、自主財源強化が急務であります。私どもは現行の国中心の税源配分を国と地方とが対一になるよう配分すべきであると主張してまいりました。これに對する政府の見解をお伺いいたしておきます。

次に、地方制度改革と第二臨調についてお伺いをいたします。

このたび、第二臨調が発足したのであります。この発足に先立って、中曾根行管局長官は第二臨調の答申を無修正で実行すると言っておられます。総理も予算委員会の答弁で同趣旨のことを言われておりますが、政府の正式見解と受け取っております。

さらに、自治大臣と行管局長官の間で、地方自治体固有の問題を第二臨調で審議するとの合意がなされたようであり、個別の自治体の定員、給与について取り上げること、地方自治の侵害にもつながりかねない上、地方制度調査会の審議内容と重複することにもなり、このことについてあえて第二臨調に答申を求める理由は何であるか。また、検討する場合その範囲についてどうなるのか、御答弁をいただきたいと思います。

さらに、国、地方間の問題については、第十七次地方制度調査会の答申等もあり、その実施が各方面から強く要望されているところであり、この答申に對してどう取り組むのか、あわせてお伺いをいたしておきます。

次に、地方自治体の課税自主権の問題について御意見を伺います。

地方自治体は、自治の本旨として、当然課税に對しても自主性、すなわち課税自主権を持っているわけであり、しかし、現行の地方税制度のもとでは、地方の自主性が幾重にも制約を受けているのが実情であります。その一つは、各種非課

税制度に見られるように、自治体の意思にかかわらず地方税法で非課税品目が規定されております。しかも、現行制度は、国税の租税特別措置等によって減免されたものについても地方税はその影響を受ける仕組みになっておるわけであります。二つには、事業所税等に見られるように、課税団体の制限であります。すなわち、現在事業所税は人口三十万人以上の都市だけが課税を許されており、三十万人に満たない都市では、事業所があり財政需要があっても課税はできない制度になっております。

したがって、地方自治体の課税自主権を確立するために、一つには、税の減免措置については、国で規定するのではなく、自治体が減免措置の必要がある場合は、その自治体の定める条例で非課税措置がとれるようにするとともに、国税の租税特別措置等による地方税への影響も同時に遮断できるような措置を講ずべきであります。二つには、事業所税については課税権を自治体に任せるべきであると考えらるべきであります。これらの問題に対する関係大臣の御見解を伺います。

次に、法人事業税の外形課税の導入について伺いをいたします。

現行の事業税は所得課税方式をとっておりますが、地方自治体から種々の行政サービスを受けている大企業でも、欠損法人は国税、地方税にわたってそれぞれ均等割しか納めていないという矛盾が生じております。この不合理を改めると同時に、税収の安定を図るために法人事業税の外形課税を導入すべきであると思ふが、いかがでしょうか。

最後に住民税について伺います。

現行の個人住民税の課税最低限は百五十八万四千円であり、生活保護基準額の百六十二万三千円を下回るようになるわけであります。このことは、今回の税制改正で従来のような課税最低限の引き上げを行わなかったための現象ですが、この矛盾を回避する措置として、単年度に限り非課税

の限度額を設けるというこれまでのないごくな措置をとらざるを得なかったものであります。

また、先日総理府が発表した家計調査によると、五十五年度は物価上昇等によって勤労者世帯の実収入は六年ぶりに対前年比〇・六％の収入減を来しております。生活は苦しくなっておるわけでありまして、五十六年度もこのような傾向が続くことは必至と言わざるを得ません。したがって、政府は、この個人住民税の課税最低限をせめて百七十万円程度に引き上げる御意思はないか、お伺いをいたします。

以上、私は当面の緊急課題について御質問をいたしました。関係大臣の誠意ある御答弁を期待して、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 御答へいたします。

まず、地方財政についての現状認識をお尋ねでございます。

地方財政の収支の不均衡は逐次縮小してきています。昭和三十五年年度の地方債残高が約二十九兆円、地方交付税特別会計の借入金が約八兆円と見込まれる状況でありまして、地方財政の現状はきわめて厳しいものと見ております。地方財政健全化のためには、五十六年度予算において国が目標している方向、つまり徹底した行政制度の見直し、合理化によって財政の立て直しを図るといふ方向が地方においても基本であると考へます。地方団体の中には、すでにそのような方向で行政改革において国に一步先んじて成果を上げていられるものもあると聞いておりますが、すべての地方団体がそれぞれの個性を生かしながら、国と相呼応して行政の改革、歳出の削減合理化に努力していただきたいと希望するものであります。

国と地方の税財源配分の問題につきましては、先ほど佐藤議員の御質問にもお答えいたしましたように、地方の持つ固有の事情に正しい理解を示しながら、地方税源の充実強化等について努力し

てまいりたいと考えております。

国、地方の税源配分を一對一とすべきでないかとの御意見でございましたが、税源配分は、国と地方の事務配分がどうなっているか、また税源の偏在をどう調整するかなど、地方行政制度全般のあり方と関連する事柄でありますので、頭から一對一とすることが適当であるかどうか問題が多いのではないかと考へます。しかし、御趣旨は自主税源の充実を図るようにとのことであると存じますので、その点につきましては今後も引き続き努力してまいります。

第二次臨時行政調査会の答申を無修正で実行するとの発言は政府の正式見解かとの御質問がございました。

私も、中曾根行政管理局長官もそのような意気込みで行政改革に取り組んでおり、臨調の答申は最大限に尊重してまいります。国会におきましては、行政改革についてとくく生じがちな総論賛成、各論反対という結果にならないよう、各党各派の御支援を賜りたいと存じます。

以上、御質問にお答えいたしました。残余の点につきましては関係閣僚から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 税源配分の問題につきましては、ただいま総理大臣から御答弁がござります。また、佐藤三吾議員に対して先ほど答弁したとおりでございます。つまり、地域間の経済力の格差が大きく、したがって税源の偏在が著しいという問題がござります。したがって、いさぐさ事務配分の問題とも絡み一對一というわけにはまいりません。

それから、現行制度では特別措置法、これによって地方の税収が削減になってしまふ、どこかで遮断したところからとらふこととござりますが、課税技術上いろいろ問題がござります。自治大臣から答弁をしていただきたいと思います。自治大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣安孫子藤吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(安孫子藤吉君) 最初に、法人関係税についての国と地方との配分の問題に触れた御質問でございましたが、これは佐藤議員に対してお答え申し上げましたとおり、結論的には地方交付税を入れますと大体一對一という配分関係になるということをお答え申し上げます。

それから第二点といたしまして、第二臨調との関係で人員あるいは給与も含むというお話でございましたが、こういう問題について一体どんな話になったのかということでございますが、定員の問題につきましても、実は国の制度との関係が非常に密接であることは私から申し上げるまでもないところでございます。この辺が国の行政機構の問題とも強く関連を持つ問題でございます。したがって、かような点については、国の行政のあり方という問題との関連をいたしまして、第二臨調においても取り扱われてしかるべきものであらうかと考へておるのでございます。行管との間におきましては、こうした問題を扱うについては、第一次臨調と同じような範囲においてこの問題について審議をしていただくという意味においての合意を得ておる点でございます。

次に、課税自主権の問題にお触れになりましたが、これも先ほど佐藤議員にお答えいたしましたとおり、きわめてむずかしい問題でございます。この問題については、先ほどお答え申し上げましたとおり、今後の十分なる研究課題にいたしてまいりたいと考へております。

次に、租税特別措置法による地方財政へのはね返りを遮断する問題でございますが、この点については、申すまでもなく、国の租税特別措置の中には、地方税においても同様の軽減を行うことが適当なものもあります。また、国の租税特別措置を地方税で回避することが課税技術上非常に困難なものもあるものでございまして、これらの地方税への影響をすべて遮断することはできないのではないかと考へております。最近における地

方の厳しい財政状況等にかんがみまして、地方税における非課税措置等の見直しを行い、政策の必要性等を十分に勘案しながら、でき得る限り整理合理化をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、非課税措置の中には、全国的な視野に立って一律に定めることが適当であるものがございます。これらにつきましては地方税法において一律に定めることが適当であるというものもあると私は考えております。

また、事業所税の課税団体の範囲につきましては、事業所税が人口、企業増加による都市環境整備の必要性に着目をしてまいりまして事業所に税負担を求める税であることにかんがみまして、全国的な均衡を図られるような配慮をする必要があると考えております。したがって、法令でこれを定めることが適当であると考えておるのでございます。

次に、外形課税の点についての御質問がございました。事業税の外形標準課税の導入に関しましては、地方団体から御指摘のとおり強い要望がなされてきているところでございます。地方税源の安定的な確保の見地からは、できるだけ早期に導入すべきであると考えられるのでございます。

しかしながら、この問題は、企業関係税、間接税等、税制全般とも関連をしますのでございまして、なおまた、五十五年十一月におけるところの税制調査会の中期答申におきましても、課税ベースの広い間接税の導入の問題とあわせて検討することが適当であるというような議論が展開されておるところでございます。したがって、今後租税制度全般について抜本的な検討がなされる場合に、さきの税制調査会の中期答申をも踏まえまして、法人事業税の外形標準課税の問題につきましてもあわせて検討することが適当であらうかと考えておるのでございます。

なお、個人住民税の課税最低限の点についての御質問がございました。現下の厳しい地方財政の状況からいたしまして、住民税の課税最低限の引き上げによることは大幅な減収につながるもので、今回はやむを得ず見送ったところでございます。ただし、低所得者層については特別の配慮を加える必要がありと考へ、夫婦二人の給与所得者の場合、年収百七十五万七千円までの者については住民税所得割を課税しないという措置を講じたところでございます。

以上、お答えを申し上げます。(拍手)
〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 無修正で実行するかという御質問でございますが、これは総理大臣と全く同じでございます。

地方制度との関係においていかにという御質問でございますが、これは自治大臣と全く同じでございます。

ただ、地方制度調査会の答申と重複するではないかという御質問がございしますが、これは重複しても結構である。と申しますのは、地方制度調査会の方は地方の方から国の制度を見る、第二臨調の方は国の制度の方から地方を見る、そういう意味において角度が違うものでございますから、これは重複しても差し支えないと、このように考えます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十分散会

出席者は左のとおり。

議長 徳永 正利君	
副議長 秋山 長造君	
議員	
鶴岡 洋君	中野 鉄造君
大川 清幸君	渡部 通子君
和泉 照雄君	馬場 富君
高木健太郎君	小西 博行君
桑名 義治君	中野 明君

太田 淳夫君	伊藤 郁男君	森山 眞弓君	成相 善十君
谷川 寛三君	塩出 啓典君	降矢 敬雄君	板垣 正君
原田 立君	藤原 房雄君	岩本 政光君	江島 淳君
柳澤 鍊造君	井上 裕君	大河原太一郎君	真鍋 賢二君
田代由紀男君	三木 忠雄君	遠藤 政夫君	熊谷 弘君
峯山 昭範君	田代富士男君	鈴木 正一君	北 修二君
三治 重信君	柄谷 道一君	亀長 友義君	大島 友治君
原 文兵衛君	細川 護熙君	堀内 俊夫君	岡田 広君
矢追 秀彦君	鈴木 一弘君	大鷹 淑子君	亀井 久興君
渋谷 邦彦君	柏原 ヤス君	斎藤栄三郎君	坂野 重信君
栗林 卓司君	木島 則夫君	堀木 又三君	斎藤 十朗君
志村 愛子君	二宮 文造君	古賀雷四郎君	上田 稔君
多田 省吾君	小平 芳平君	世耕 政隆君	安田 隆明君
白木義一郎君	中尾 辰義君	町村 金五君	丸茂 重貞君
藤井 恒男君	田淵 哲也君	植木 光教君	蔵内 修治君
安井 謙君	青島 幸男君	木村 睦男君	岩動 道行君
山田 勇君	江田 五月君	福島 茂夫君	美濃部亮吉君
森田 重郎君	喜屋武眞榮君	山田耕三郎君	中山 千夏君
秦 豊君	田 英夫君	名尾 良孝君	内藤 健君
野末 陳平君	岩上 二郎君	高木 正明君	田沢 智治君
井上 孝君	藤井 裕久君	大木 浩君	梶原 清君
円山 雅也君	増岡 康治君	関口 恵造君	村沢 牧君
堀江 正夫君	林 寛子君	衛藤征士郎君	伊江 朝雄君
高橋 圭三君	竹内 潔君	長谷川 信君	後藤 正夫君
戸塚 進也君	平井 卓志君	佐々木 満君	宮田 輝君
林 道君	下条進一郎君	佐々木 幸一君	中村 太郎君
遠藤 要君	河本嘉久蔵君	赤野 章君	鳩山威一郎君
金井 元彦君	片山 正英君	福岡日出磨君	目黒今朝次郎君
嶋崎 均君	上條 勝久君	赤桐 操君	石本 茂君
中西 一郎君	松垣徳太郎君	鈴木 省吾君	長田 裕二君
八木 一郎君	郡 祐一君	村田 秀三君	片岡 勝治君
塚田十一郎君	田中 正巳君	楠 正俊君	吉田 正雄君
白井 莊一君	源田 実君	小谷 守君	本岡 昭次君
初村清一郎君	藤田 正明君	鈴木 和美君	山田 謙君
岩崎 純三君	中村 啓一君	坂倉 藤吾君	下田 京子君
野呂田芳成君	藤井 孝男君	佐藤 三吾君	磯山 篤君
村上 正邦君	松浦 功君	近藤 忠孝君	勝又 武一君
福田 宏一君	仲川 幸男君	大木 正吾君	安武 洋子君

矢田部 理君 志苦 裕君 福間 知之君 野田 哲君 粕谷 照美君 片山 甚市君 山中 郁子君 斎藤タケ子君 寺田 熊雄君 宮之原貞光君 和田 静夫君 松本 英一君 竹田 四郎君 山崎 昇君 立木 洋君 神谷信之助君 小山 一平君 小野 明君 川村 清一君 戸叶 武君 小笠原貞子君 市川 正一君 瀨谷 英行君 青木 新次君 阿具根 登君 小柳 勇君 八百板 正君 藤田 進君 宮本 顯治君 上田耕一郎君	梶木 又三君 玉置 和郎君 梶原 清君 板垣 正君 斎藤 十朗君 熊谷 弘君 村上 正邦君 熊谷太三郎君 森山 眞弓君 鈴木 省吾君 中野 明君 渡部 通子君 近藤 忠孝君 小笠原貞子君	輸出保険法の一部を改正する法律案(閣法第四一號) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四五號) 地方行政委員会に付託 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第四二號) 商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四三號) 自動車事故対策センター法の一部を改正する法律案(閣法第四四號) 公害及び交通安全対策特別委員会に付託 同日議員から次の懲罰動議が撤回された。 議員小笠原貞子君を懲罰に付する動議(中西一郎君外三名提出) 同日内閣を経由して郵政大臣から、放送法第三十八條第二項の規定に基づく日本放送協会昭和五十四年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。 去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 大蔵委員 辞任 岩助 道行君 補欠 福岡日出磨君 藤田 正明君 岩本 政光君 對馬 孝且君 丸谷 金保君 社会労働委員 辞任 丸谷 金保君 補欠 對馬 孝且君 商工委員 辞任 岩本 政光君 補欠 藤田 正明君 福岡日出磨君 岩助 道行君	予算委員 辞任 板垣 正君 補欠 梶原 清君 岩本 政光君 堀江 正夫君 熊谷太三郎君 源田 実君 長谷川 信君 秦野 章君 小野 明君 本岡 昭次君 大木 正吾君 大森 昭君 桑名 義治君 馬場 富君 渡部 通子君 中野 明君 小笠原貞子君 下田 京子君 柄谷 道一君 三治 重信君
内閣総理大臣 鈴木 善幸君 大蔵大臣 渡辺美智雄君 郵政大臣 山内 一郎君 自治大臣 安孫子藤吉君 行政管理局長 中曾根康弘君 官(経済企画庁)長 河本 敏夫君 官(国務大臣) 官(国務大臣)	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 喜屋武眞榮君 補欠 青島 幸男君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 議院運営委員会 理事 小山 一平君(小山一平君の補欠) 同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案(閣法第四六號) 社会労働委員会に付託 日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 通信委員会に付託 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。 酒税法の一部を改正する法律案(閣法第四四號) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 大蔵委員 辞任 岩助 道行君 補欠 福岡日出磨君 藤田 正明君 岩本 政光君 對馬 孝且君 丸谷 金保君 社会労働委員 辞任 丸谷 金保君 補欠 對馬 孝且君 商工委員 辞任 岩本 政光君 補欠 藤田 正明君 福岡日出磨君 岩助 道行君	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 大蔵委員 辞任 岩助 道行君 補欠 福岡日出磨君 藤田 正明君 岩本 政光君 對馬 孝且君 丸谷 金保君 社会労働委員 辞任 丸谷 金保君 補欠 對馬 孝且君 商工委員 辞任 岩本 政光君 補欠 藤田 正明君 福岡日出磨君 岩助 道行君
議長の報告事項 去る十六日議長において、常任委員を次のとおり指名した。 法務委員 白井 莊一君 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 予算委員 辞任 岡部 三郎君 補欠 八木 一郎君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 喜屋武眞榮君 補欠 青島 幸男君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 議院運営委員会 理事 小山 一平君(小山一平君の補欠) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案(閣法第四六號) 社会労働委員会に付託 日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 通信委員会に付託 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。 酒税法の一部を改正する法律案(閣法第四四號) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 大蔵委員 辞任 岩助 道行君 補欠 福岡日出磨君 藤田 正明君 岩本 政光君 對馬 孝且君 丸谷 金保君 社会労働委員 辞任 丸谷 金保君 補欠 對馬 孝且君 商工委員 辞任 岩本 政光君 補欠 藤田 正明君 福岡日出磨君 岩助 道行君	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 大蔵委員 辞任 岩助 道行君 補欠 福岡日出磨君 藤田 正明君 岩本 政光君 對馬 孝且君 丸谷 金保君 社会労働委員 辞任 丸谷 金保君 補欠 對馬 孝且君 商工委員 辞任 岩本 政光君 補欠 藤田 正明君 福岡日出磨君 岩助 道行君

法務委員

辞任

宮本 顯治君

補欠

神谷信之助君

大蔵委員

辞任

岩本 政光君

補欠

藤田 正明君

商工委員

辞任

藤田 正明君

補欠

岩本 政光君

予算委員

辞任

岩本 政光君

補欠

藤田 正明君

辞任

岩本 政光君

補欠

藤田 正明君

辞任

岩本 政光君

補欠

藤田 正明君

辞任

岩本 政光君

補欠

藤田 正明君

辞任

岩本 政光君

補欠

藤田 正明君

辞任

岩本 政光君

補欠

藤田 正明君

辞任

岩本 政光君

補欠

藤田 正明君

辞任

岩本 政光君

補欠

藤田 正明君

辞任

岩本 政光君

補欠

藤田 正明君

辞任

岩本 政光君

補欠

藤田 正明君

千九百六十四年十一月二十七日にバリーで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件(閣条第二四号)

外務委員会に付託

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

文教委員会に付託

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

科学技術振興対策特別委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

学校教育法の一部を改正する法律案(中西續介君外四名提出)(衆第七七号)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外四名提出)(衆第一一号)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名	官職名	異動後の氏名	官職名	年月日
法務大臣	水原 敏博君	最高検察庁検事	昭英・三・六	
官房審議官	水原 敏博君	最高検察庁検事	昭英・三・六	
同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第九十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。				
同日内閣総理大臣から議長宛、法務大臣官房審議官 龜山 継夫君				
官 龜山 継夫君(同日議長承認)を第九十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。				
去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。				

地方行政委員

辞任

宮本 顯治君

補欠

神谷信之助君

法務委員

辞任

宮本 顯治君

補欠

藤田 正明君

大蔵委員

辞任

藤田 正明君

補欠

岩本 政光君

商工委員

辞任

藤田 正明君

補欠

岩本 政光君

社会労働委員

辞任

藤田 正明君

補欠

岩本 政光君

辞任

藤田 正明君

補欠

岩本 政光君

辞任

藤田 正明君

補欠

岩本 政光君

辞任

藤田 正明君

補欠

岩本 政光君

辞任

藤田 正明君

補欠

岩本 政光君

辞任

藤田 正明君

補欠

岩本 政光君

辞任

藤田 正明君

補欠

岩本 政光君

辞任

藤田 正明君

補欠

岩本 政光君

辞任

藤田 正明君

補欠

岩本 政光君

法務委員会

理事 藤原 房雄君(藤原房雄君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国税通則法の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出)(衆第一三三号)

法人税法の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出)(衆第一四四号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出)(衆第一五五号)

大蔵委員会に付託

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(北側義一君外二名提出)(衆第一六六号)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十五年第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 藤原 房雄君

補欠 中野 鉄造君

大蔵委員

辞任 野呂田芳成君

補欠 松尾 官平君

社会労働委員

辞任 柄谷 道一君

補欠 三治 重信君

農林水産委員

辞任 三治 重信君

補欠 柄谷 道一君

商工委員

辞任 中野 鉄造君

補欠 藤原 房雄君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

松尾 官平君

補欠 野呂田芳成君

予算委員

辞任

岩上 二郎君

大木 浩君

内藤 健君

仲川 幸男君

大森 昭君

大川 清幸君

桑名 義治君

中尾 辰義君

立木 洋君

栗林 卓司君

青島 幸男君

補欠

村上 正邦君

梶原 清君

増岡 康治君

岩動 道行君

大木 正吉君

和泉 照雄君

原田 立君

田代富士男君

市川 正一君

田淵 哲也君

喜屋武眞榮君

決算委員

辞任

増岡 康治君

松浦 功君

田代富士男君

田淵 哲也君

喜屋武眞榮君

補欠

内藤 健君

仲川 幸男君

中尾 辰義君

三治 重信君

青島 幸男君

議院運営委員

辞任

岩動 道行君

梶原 清君

村上 正邦君

伊藤 郁男君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

村田 秀三君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和五十六年三月二十三日 参議院会議録第八号

議長は即日これを委員会に付託した。

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のた

めの国の財政上の特別措置に関する法律等の一

部を改正する法律案(閣法第一五号)

地方行政委員会に付託

物品税法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

印紙税法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(閣法第七号)

大蔵委員会に付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)

通信委員会に付託

国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(閣法第三〇号)

科学技術振興対策特別委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送附された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出)(衆第一七号)

社会労働委員会に付託

国会議員及び内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開に関する法律案(山口鶴男君外四名提出)(衆第四号)

議院運営委員会に付託

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員提案千葉県通信工事協同組合の日本電信電話公社の日本電信電話公社工事参加申請に対し、同公社がとつた行為と閣議決定による「中小企業者に関する国等の契約の方針」についての質問主意書に対する答弁書

千葉県通信工事協同組合の日本電信電話公社工事参加申請に対し、同公社がとつた行為と閣議決定による「中小企業者に関する国等の契約の方針」についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年二月十八日

参議院議長 徳永 正利殿

秦 豊

豊

千葉県通信工事協同組合の日本電信電話公社工事参加申請に対し、同公社がとつた行為と閣議決定による「中小企業者に関する国等の契約の方針」についての質問主意書

千葉県通信工事協同組合(以下「協同組合」という)は、千葉県内における日本電信電話公社(以下「電々公社」という)工事に参加する一部の下請工事業者が、元請業者の不公正な取り扱いに對処するため結成し、昭和五十五年一月二十七日付千葉県知事の認可を受け、同年二月三日設立登記を完了し、中小企業等協同組合法にのつとつた事業活動を開始した。その後、関係上部団体等の指導により、官公需適格組合証明を受け、電々公社が発注する通信工事の直接受注のための交渉を行った。しかるに電々公社は、当協同組合が下請業者であるため、直接交渉の立場にないとして、元請業者に対し、元請、下請間の問題として解決するように指示し、直接交渉を拒否した。

同協同組合は、昭和五十五年四月が電々公社の認定業者資格審査申請の時期であるため、同年四月二十八日資格審査申請書を提出したが、翌二十九日に電々公社は、書類の不備を指摘して訂正を命じ、提出期日の同年三十日を厳守するように指示し、訂正中の猶予期間を認めないとの態度に出た。

訂正期間中さきに提出した書類の写しを提出し、訂正した書類が提出されるまで保管されるよう懇願したのであるが、それも返送して全面拒否の姿勢を示し、中小企業に対する電々公社の発注する請負工事の直接受注の機会が与えられてないように思われる。

他方、元請負会社は、個別に協同組合員に種々の方法により圧力を加え、組合脱退を迫るなど組合の弱体化をはかり、そのために昭和五十五年三月末日の組合員数は、設立当初に比較して半減し、同協同組合の存立も危ぶまれる状況に達している。

このようなことから、同協同組合は、電々公社総裁に対し、昭和五十五年七月九日付に質問状を提出し、中小企業等協同組合法にのつとつた協同組合に対する考え方と、処遇、官公需適格組合として証明された組合に対する工事指名参加を認める意志の有無をただし、閣議決定による「中小企業者に関する国等の契約の方針」にのつとつた、工事指名の決意を促し、回答を求めたのであるが、質問にそつた回答をせず、一般論的回答をしたにすぎず、その後再三にわたる質問に對しても回答せず今日に至っている。これは明らかに閣議決定の方針を無視するものと思料されるが、そのみにとどまらず、更に元請業者と同協同組合の解散をはかるよう指示したとみられる行動があつたやに聞く。即ち、電々公社関東電気通信局調査役が、先に脱退した組合員を通じて同協同組合を誹謗する行為もあつたやに聞く。元請業者はこれに呼応し、同協同組合が組合員の減少、それに伴う事業活動の不振等から経済的に窮乏したことにつけ入り、組合の解散を前提に金銭の貸し付けを行おうとしている。組合員の経済上の改善と地位の向上を目的に発足した協同組合が、その関連法規の援助を受けられず、窮乏した協同組合を各組合員の負債によつて解散させられることが国の機関である電々公社の下請業者で行われようとしている事実があるやに聞くが、この事に関し、左記質問事項につき、関連各大臣の御所見を鈴木総理大臣の責任において御答弁をお願いする。

一 協同組合の参加申請が期日前に一度提出され、訂正を指示した事実がありながら、訂正までの期間猶予を認めず、訂正されて提出されたもので受け取りを拒否し、内容証明郵便で返送した理由は何か、その法的根拠を示された

[illegible]

● 漁業用設備工事等請負業者一覽

[illegible]

永井電気通信機械株式會社	大洋式通信多摩川電氣工業株式會社	千代田通興電産株式會社	テラスコム建設株式會社	東京通建株式會社	東京ナショナル電話機器株式會社	東光通信工業株式會社	東峰通信工業株式會社	東和通信信工株式會社	日電通信信工株式會社	日本テレシエ東西電機株式會社	株式會社南信電業會社	北陸電電株式會社	丸登電業株式會社	株式會社高野通信工事株式會社中部電氣通信	株式會社宇式電氣工業所	高見通信工業株式會社	千代田電子システム株式會社	都賀電氣工業株式會社名古屋支店	東海通信工業株式會社	愛岐電設株式會社	株式會社葵電設	株式會社遠州通信工業	有限會社小川電氣商會	株式會社小洋電機通信株式會社	大興電子通信株式會社名古屋支店			
吹田電機工業株式會社	藤田士通工業株式會社	富士通工業株式會社	水信機原電通工業株式會社	誠和榮電工業株式會社	大日ソカミ通信設備工業有限公司	石田通信機内山株式會社	株式會社久住株式會社	サスノカ通信工業株式會社	又峰通信工業株式會社	株式會社中部電話工業株式會社	辻電機合資會社	東海電設株式會社	東洋通電株式會社	東洋通電株式會社	東洋通電株式會社	名古屋電子エンゾニアリオン株式會社	日興通信株式會社静岡支店	日野電子工業株式會社	扶桑通信工業株式會社名古屋支店	增山電機株式會社	隆通信株式會社名古屋營業所	有限會社若林工業所	旭電氣株式會社名古屋支店	日本電話工業株式會社	花戸電通工業株式會社	早川電氣通信株式會社	扶桑通信工業株式會社大阪支店	双葉電氣通信株式會社

[illegible]

講ずることは国の当然の責務であると言わねばならない。

このような基本的認識に基づき、以下、重点的に政府の見解を問うものである。

一 酪農経営危機に臨む基本的考え方について

1 政府は、窮迫する酪農家の現状をどう認識し、いかなる展望を持っているか。今後、いかなる基本的施策を講ずる用意があるか。

2 現在、政府は、昭和五十六年度産の加工原料乳価格など一連の酪農政策の決定を目前にしているが、昨今の窮迫した酪農経営の実情掌握は極めて不十分である。的確かつ速やかな救済措置を講ずるためにも、政府は、緊急に酪農経営の実情調査を実施すべきであると考えらるがどうか。

二 金融対策について

1 北海道の酪農家のように、これまで急速な近代化を図ってきた大規模酪農家においては、一戸当たり三千万円〜四千万円程度、ないしは、それ以上の多額な負債をかかえている場合が多い。従って、これらの酪農家は、負債償還に加え、不足する運転資金を補うため農協のローバール資金への依存を余儀なくされておられ、固定化負債は実質的に累増する傾向にある。こうした実情に照らしてみても、政府による負債対策の実施は、酪農経営救済策のキーポイントと言える。このような意味からも、政府は、借替資金の斡旋ならびに既往制度資金の枠の拡大、限度額の引上げ、金利の引下げ、償還期限の延長等について思い切った措置を早急に講ずる必要があると考えらるがどうか。

2 大規模酪農の特殊性を考慮し、他の先進国の例にならぬ各種制度資金を統合した大型の超長期超低利の酪農金融制度を創設することについて積極的検討すべきであると考えらるがどうか。

三 昭和五十六年度産加工原料乳の保証価格および限度数量について

1 政府が、昭和五十六年度産加工原料乳の保証価格を決定するにあたっては、加工原料乳

の生産費と生産農家の所得を補償することを旨とし、生産者団体が納得できる価格で決定すべきであると考えらるがどうか。

2 保証価格の算定にあたっては、本年一月以降の購入原料乳価格の値上げ相当分を十分反映させるとともに、乳脂率三・二%換算を改め実乳量に即した計算をすることとし、また、自給飼料生産にかかわる家族労賃については他産業従事者ならに評価すべきであるがどうか。

3 限度数量については、乳製品の輸入抑制および消費拡大等を図ることにより、枠の大幅拡大を行うべきものと考えらるがどうか。

4 生乳・乳製品の過剰対策について

1 現在の生乳・乳製品の過剰基調は、大量の輸入を前提として創出されたものである。従って、政府は、乳製品の輸入については、実効ある規制策を講じ、とりわけ偽装乳製品の輸入にみられる脱法的行為については即刻是正すべきであるがどうか対処するの。

また、「生乳需給計画」の策定にあたっては、年間輸入の見通しについても明示すべきであると考えらるがどうか。

2 生乳の需給均衡回復のため、乳製品の過剰在庫解消策をはじめ生乳・乳製品の消費拡大対策については一層強力に推進すべきであるが、政府は、いかなる具体策を講ずる用意があるか。

五 飼料価格安定対策および乳肉一体化政策の推進について

1 配合飼料価格安定基金への助成強化など飼料価格安定のための施策については、一層の拡充強化を図るべきであるがどうか。

2 酪農経営の安定を図るためには、酪農と肉用牛の複合による乳肉一体化政策を強力に推進すべきものと考える。この意味から、政府は、牛肉の価格・輸入対策および仔牛生産振興事業の継続、肥育養牛価格の安定対策等について特段の措置を講ずべきであると考えらるがどうか。

右質問する。

昭和五十六年三月十七日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員藤原房雄君提出酪農経営の安定対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤原房雄君提出酪農経営の安定対策に関する質問に対する答弁書

一 について

1 我が国の酪農は、経済の高度成長に伴う需の増加に即応して、急速な規模拡大により生産の増大を図り、順調な発展を遂げてきたが、近年、生乳の供給過剰状況を生じ、生産を抑制せざるを得なくなっている。

酪農経営については、生産資材価格の上昇等コストアップ要因がみられるものの、生産性は向上している。また、負債額は急速な規模拡大のため増加したが、反面、資産額も着実に増加している。

生乳需要については、従来のような伸びを見込むことが困難であるとしても、将来とも安定した伸びが期待されるので、今後の酪農政策の基本は、需要に即した計画生産を進めるとともに、酪農経営の合理化及び体質強化に重点を置き、その安定的な発展を図ることにあると考えている。

2 酪農経営の実情については、地方公共団体及び関係団体とも協力し、そのは握に努めてまいりたい。

二 について

1 酪農経営については、従来から、酪農経営安定推進資金、自作農維持資金等の長期低利の資金の融通により、その安定化に努めているところである。

なお、既貸付金の償還条件の緩和措置については、関係金融機関に対し依頼したところであり、今後とも現行制度の下で、資金の種類及び借入者個々の実情に応じて対処してまいりたい。

2 酪農経営の改善を図るため、従来から長期低利の資金の融通に努めてきたところである。

三 について

1 及び2 昭和五十六年度の加工原料乳の保証価格については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、生乳の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として畜産振興審議会の意見を聴いて昭和五十六年三月末日までに適正に決定することとしている。

3 昭和五十六年度の加工原料乳の限度数量については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮し、畜産振興審議会の意見を聴いて昭和五十六年三月末日までに適正に決定することとしている。

四 について

1 (一) 近年、生乳生産が需要の伸びを上回って増大したことから大幅な供給過剰となり、生乳需給が緩和基調で推移していることにかんがみ、バター、脱脂粉乳等について畜産振興事業団による一元輸入を停止しているところである。また、いわゆる「擬装乳製品」と言われている調製食用脂の輸入問題については、我が国酪農が当面している諸困難を踏まえ適切な対応を図るべく、関係輸出国と鋭意協議を続けているところであり、できる限り早期に具体的な解決策を考えてまいりたい。

(二) 畜産振興審議会に提出している「生乳需給見通し」は試算値であり、「生乳需給計画」は策定していない。「生乳需給見通し」においては、輸入自由化品目については、計画を立てて輸入するという性格のものではないこと、また、内外価格差の現状から輸入品が国産品により代替することが困難であること等から輸入の見直しは行っていないところである。

り、今後とも必要に応じ、現行の制度資金の円滑な融通に努力してまいりたい。

三 について

1 及び2 昭和五十六年度の加工原料乳の保証価格については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、生乳の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として畜産振興審議会の意見を聴いて昭和五十六年三月末日までに適正に決定することとしている。

3 昭和五十六年度の加工原料乳の限度数量については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮し、畜産振興審議会の意見を聴いて昭和五十六年三月末日までに適正に決定することとしている。

四 について

1 (一) 近年、生乳生産が需要の伸びを上回って増大したことから大幅な供給過剰となり、生乳需給が緩和基調で推移していることにかんがみ、バター、脱脂粉乳等について畜産振興事業団による一元輸入を停止しているところである。また、いわゆる「擬装乳製品」と言われている調製食用脂の輸入問題については、我が国酪農が当面している諸困難を踏まえ適切な対応を図るべく、関係輸出国と鋭意協議を続けているところであり、できる限り早期に具体的な解決策を考えてまいりたい。

(二) 畜産振興審議会に提出している「生乳需給見通し」は試算値であり、「生乳需給計画」は策定していない。「生乳需給見通し」においては、輸入自由化品目については、計画を立てて輸入するという性格のものではないこと、また、内外価格差の現状から輸入品が国産品により代替することが困難であること等から輸入の見直しは行っていないところである。

一四九

昭和五十六年三月二十三日 参議院會議録第八号 質問主意書及び答弁書

2 牛乳・乳製品の消費拡大を図るため、学校給食における牛乳の飲用促進、飲用牛乳の普及宣伝及び消費者啓蒙の推進等を行つていゝところであり、今後ともこれらの一層の促進に努めてまいりたい。

五について

1 国際価格の上昇に起因する飼料穀物等を原料とする配合飼料の価格の上昇に対しては、畜産経営に与える影響を緩和するため、配合飼料価格安定基金の財源確保に努めてきていゝところであり、今後とも、配合飼料価格安定制度の一層の適切な運用に努めてまいりたい。

2 牛肉については、畜産物の価格安定等に関する法律に基づき、価格の安定を図るとともに、その輸入については、国内生産で不足する分について行ふという基本的方針の下に、関係諸外国との友好関係の維持増進に留意しつつ輸入割当制度の運用を行つており、かつ、畜産振興事業団が一元的な運営機能を有効に發揮することができるようになっている。

また、子牛生産の振興を図るため、従来から各般の施策を講じているところであり、肥育素牛価格の安定対策としては、肉用子牛価格安定事業を実施しているところである。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部)
一一〇円部

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三 四一六代
〒105